

第 1 1 次鳥獣保護事業計画書

平成24年4月 1日から

5年間

平成29年3月31日まで

兵 庫 県

目次

序章	はじめに	1
1	基本的な考え方	1
2	野生鳥獣をめぐる現状と課題	1
(1)	野生動物による様々な被害の発生	1
(2)	希少種の絶滅の危惧	2
(3)	鳥獣保護区、休猟区等の指定状況	2
(4)	狩猟免許所持者の状況	2
3	鳥獣の区分と保護管理の考え方	3
(1)	希少鳥獣	3
(2)	狩猟鳥獣	3
(3)	外来鳥獣等	3
(4)	一般鳥獣	4
4	狩猟の適正管理	4
第1章	計画の期間	6
第2章	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	6
1	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	6
(1)	許可しない場合の基本的考え方	6
(2)	許可する場合の基本的考え方	6
(3)	保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	7
(4)	わなの使用に当たっての許可基準	7
(5)	許可に当たっての条件の考え方	8
(6)	許可権限の市町長への委譲	8
(7)	捕獲実施に当たっての留意事項	8
(8)	捕獲物又は採取物の処理等	9
(9)	捕獲許可証等の返納、捕獲等又は採取等の情報の報告義務	9
2	学術研究を目的とする場合	10
(1)	学術研究	10
(2)	標識調査	11
3	鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	11
(1)	有害鳥獣捕獲の基本的考え方	11
(2)	有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	14
(3)	鳥獣による被害発生予察表の作成	19
(4)	鳥獣の適正管理の実施	20
(5)	有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等	22
4	特定計画に基づく数の調整を目的とする場合	23
(1)	許可対象者	23
(2)	鳥獣の種類・数	23
(3)	期間	23
(4)	区域	23

(5) 方法	2 3
5 その他特別の事由の場合	2 4
(1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	2 4
(2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	2 4
(3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	2 5
(4) 愛玩のための飼養の目的	2 5
(5) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止	2 6
(6) 鵜飼漁業への利用	2 6
(7) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的	2 7
(8) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的	2 7
第3章 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項	2 8
1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針	2 8
2 特定鳥獣保護管理計画の実施に関する方針	2 9
(1) 個体数管理に関する方針	2 9
(2) 被害管理に関する方針	2 9
(3) 生息地管理に関する方針	2 9
第4章 鳥獣の飼養・販売等の規制	3 0
1 鳥類の飼養の適正化	3 0
(1) 方針	3 0
(2) 飼養適正化のための指導内容	3 0
2 販売禁止鳥獣等	3 0
(1) 許可の考え方	3 0
(2) 許可の条件	3 0
第5章 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項	3 1
1 鳥獣保護区の指定	3 1
(1) 方針	3 1
(2) 鳥獣保護区の指定等計画	3 3
2 特別保護地区の指定	3 8
(1) 方針	3 8
(2) 特別保護地区指定等計画	3 9
(3) 特別保護地区指定等内訳	4 0
3 休猟区の指定	4 1
(1) 方針	4 1
(2) 休猟区指定計画	4 1
(3) 特例休猟区指定計画	4 1
4 鳥獣保護区の整備等	4 2
(1) 方針	4 2
(2) 整備計画	4 2
(3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要	4 3

第6章	特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域、指定猟法禁止区域及び猟区に関する事項	44
1	特定猟具使用禁止区域の指定	44
(1)	方針	44
(2)	特定猟具使用禁止区域指定計画	45
(3)	特定猟具使用禁止区域指定内訳	46
2	特定猟具使用制限区域の指定方針	49
3	指定猟法禁止区域	49
(1)	方針	49
(2)	指定計画	49
4	猟区設定のための指導	50
(1)	方針	50
(2)	設定指導の方法	50
第7章	兵庫県森林動物研究センターに関する事項	51
1	兵庫県森林動物研究センターの目的及び機能	51
(1)	野生動物に関する調査・研究機能	51
(2)	行政施策の企画立案支援機能	51
(3)	現場対応の技術支援機能	51
(4)	人材育成機能	51
(5)	情報発信・ミュージアム機能	51
2	施設の概要等	52
第8章	鳥獣の生息状況の調査に関する事項	53
1	鳥獣保護管理対策調査	53
(1)	経緯及び方針	53
(2)	狩猟鳥獣生息調査及び鳥獣生息分布調査	53
(3)	ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	54
(4)	希少鳥獣等調査	54
(5)	有害鳥獣対策調査	54
2	鳥獣保護区等の指定・管理等調査	55
第9章	鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項	56
1	鳥獣行政担当職員	56
(1)	方針	56
(2)	設置計画	56
(3)	研修計画	57
2	鳥獣保護員	58
(1)	方針	58
(2)	設置計画	58
(3)	年間活動計画	58
(4)	研修計画	58

3	保護管理の担い手の育成	59
(1)	方針	59
(2)	研修計画	59
(3)	狩猟者の確保育成対策	59
4	取締り	60
(1)	方針	60
(2)	年間計画	60
5	必要な財源の確保	60
第10章	鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	61
1	鳥獣の人工増殖	61
(1)	方針	61
(2)	人工増殖計画	61
2	放鳥獣	62
(1)	方針	62
(2)	放鳥計画及び種鳥の入手計画	63
第11章	その他	64
1	地形や気候等が異なる特定の地域についての取り扱い	64
2	入猟者承認制度に関する事項	64
3	傷病鳥獣救護の基本的な対応	64
4	安易な餌付けの防止	64
(1)	方針	64
(2)	年間計画	64
5	感染症への対応	65
6	普及啓発	65
(1)	鳥獣保護管理思想の普及	65
(2)	愛鳥モデル校の指定	66
(3)	法令の普及啓発	66

序章 はじめに

1 基本的な考え方

野生鳥獣は、人間の生存基盤となっている自然環境を構成する重要な一員であり、生態系保全や生物多様性の確保に重要な役割を果たす県民共有の財産であるといえる。

鳥獣保護事業の実施に当たっては、生物多様性基本法（平成20年法律第58号）及び、平成22年に開催された生物の多様性に関する条約第10回締約国会議において採択された新戦略計画（愛知目標）の達成に向けて重要な要素であることにも留意することが必要である。加えて、全国的に深刻な状況にある農林水産業被害に対応するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づく被害防止計画等との一層の連携、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号）を踏まえた地域レベルでの生物多様性保全活動等を推進することが必要となっている。

本県は、太平洋・瀬戸内海から日本海まで変化に富んだ自然環境に恵まれており、鳥類330種、獣類39種の生息が確認されている。しかし、特定の鳥獣による農林業や人間の生活環境などへの被害が深刻な状況であるとともに、種によっては絶滅の危機があるとされているものが存在するなど、野生鳥獣の状況に応じた適切な対応が必要となっている。

そのため本県では、県、市町、狩猟者、県民が合意形成を図りながら、「個体数管理」「被害管理」「生息地管理」の3つの要素からなる科学的で計画的な野生動物の保護管理を県民の参画と協働のもとに進めていくことが重要になっている。

併せて狩猟や捕獲の適正な実施を推進して狩猟者や県民の安全を確保するとともに、高齢化・減少している狩猟者を野生動物保護管理の担い手として確保育成し、地域ぐるみでの取組及び隣接地域との連携の推進を図ることが重要となっている。

この計画は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第3条の規定に基づき環境大臣が定めた基本指針に沿い、同法第4条に基づき知事が地域特性を考慮しながら定める野生鳥獣保護管理の基本的な方針であり、県並びに市町の行政事務の規範となるものである。上記課題の解決を図り、人と野生鳥獣との調和のとれた共存をめざして推進していくものとする。

2 野生鳥獣をめぐる現状と課題

(1) 野生動物による様々な被害の発生

① 農林業被害

平成22年次の農林業被害額は、974百万円(農業：726百万円、林業：248百万円)で、うちシカによるものが471百万円、イノシシによるものが294百万円と農林業被害の大半を占めている。また、近年アライグマによる農業被害が急増している。

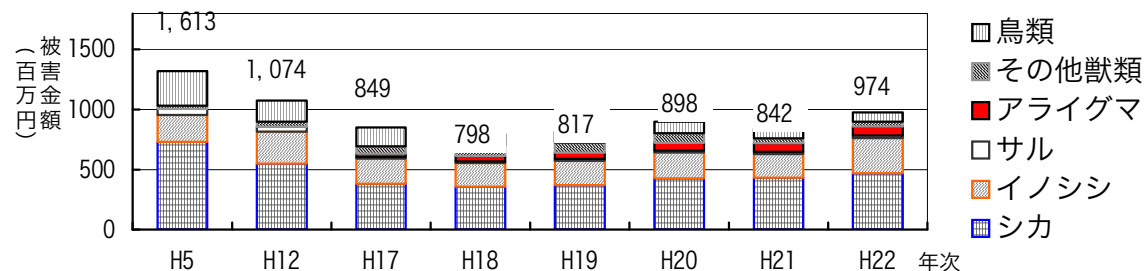


図1 野生鳥獣による農林業被害の推移

- ② 人身被害、精神的被害及び生活環境被害の発生
ツキノワグマ、イノシシやサルの出没によって人身被害や生息地住民の精神的被害、生活環境被害が深刻になっている。
- ③ 自然生態系のかく乱
ニホンジカの増加が、多くの地域で下層植生の衰退など植生の偏りをまねき、地域の生態系に悪影響を及ぼしている。
また、アライグマ等外来生物による生態系への影響も懸念されている。

(2) 希少種の絶滅の危惧

地域的に孤立した個体群であるツキノワグマをはじめ、イヌワシ、ヤマネなどの希少種の絶滅が危惧されている。

(3) 鳥獣保護区、休猟区等の指定状況

野生鳥獣の保護を図るための鳥獣保護区、銃器による事故を防止するための特定猟具使用禁止区域（銃猟）などの指定状況は次のとおりとなっており、鳥獣の保護及び県民の安全対策に努めている。

鳥獣保護区、休猟区等の指定状況（平成 23 年 11 月現在）

（第 1 表）

区 分	箇所数	面積(ha)	区 分	箇所数	面積(ha)
鳥獣保護区	97	42,792	特定猟具使用禁止区域(銃猟)	159	199,921
特別保護地区(上記内数)	(12)	(1,409)	指定猟法禁止区域	1	140
休猟区	1	2,921	合 計	258	245,774

(注)鳥獣保護区及び特別保護地区の箇所数及び面積には、国指定分を含む。

(4) 狩猟免許所持者の状況

狩猟免許所持者は、平成 22 年度末時点で約 5,900 人であり、10 年前に比べ約 200 人減少している。

年齢構成は 60 歳以上が約 7 割を占めており、将来の野生鳥獣保護管理の担い手として後継者の確保が課題となっている。

県では、狩猟免許試験の休日実施や各種広報媒体を通じた県民への狩猟免許制度の P R を積極的に実施するとともに、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 67 号。以下「改正法」という。）施行以前の平成 18 年度に、構造改革特区制度を活用して「わな免許」又は「網免許」いずれかを選定できる試験制度を導入するなどにより後継者の確保を図っている。

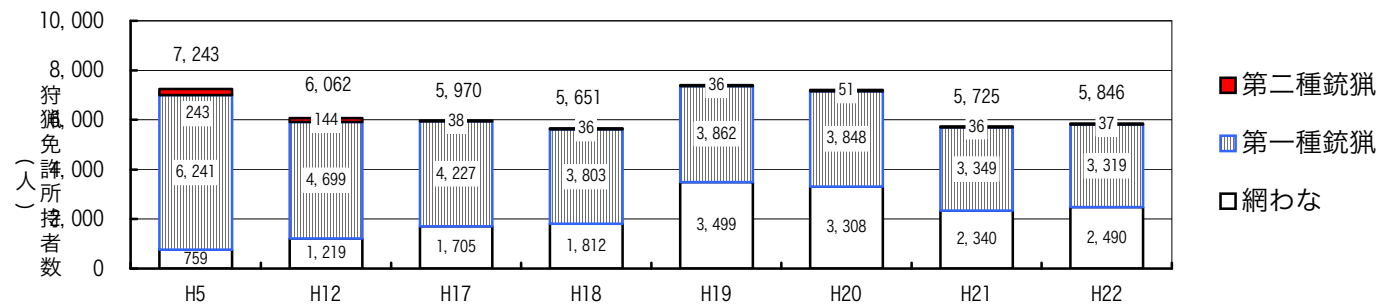


図 2 狩猟免許所持者数の推移

3 鳥獣の区分と保護管理の考え方

鳥獣の種類に応じた区分とその保護管理の考え方は、次のとおりである。

(1) 希少鳥獣

① 鳥類

本県では、国の特別天然記念物であるコウノトリについて、昭和 30 年から地域住民と一緒にあった保護運動を展開し、飼育下での繁殖にも取り組んできた結果、平成 14 年には飼育個体数が 100 羽を超すまでになったところである。

平成 11 年にコウノトリの野生復帰の拠点となる兵庫県立コウノトリの郷公園が開園、平成 15 年にはコウノトリの野生復帰を推進する「コウノトリ野生復帰推進計画」が策定され、平成 17 年度に 9 羽、平成 18 年度に 7 羽のコウノトリの試験放鳥が実施されたところである。

コウノトリの野生復帰のためには、その放鳥地周辺の水田において、減農薬、無農薬栽培により、コウノトリのエサとなる小魚、カエル、その他生物が生息できる環境を再生していこうという試みが、県の関係機関と地元住民の連携のもとに実施されている。

また、県内には天然記念物のイヌワシをはじめとして、クマタカ、チュウヒ等の猛きん類及びブッポウソウが生息しており、これらの生息環境の保全についても努めていく必要がある（兵庫県版レッドデータブック 2003 の A ランク※に分類される鳥類は、ヨシゴイ、ミゾゴイ、ミサゴ、ハチクマ、クマタカ、イヌワシ、チュウヒ、ブッポウソウ及びカヤクグリの 9 種である）。

② 哺乳類

兵庫県版レッドデータブックの B ランク※に分類されるツキノワグマについては、狩猟鳥獣と規定されているが、本県においては平成 8 年兵庫県告示第 1506 号により狩猟による捕獲を禁止している。

また、ワシントン条約附属書Ⅱに搭載されているニホンザルについては、県内に推定で 12～13 の群れが生息しており、農業被害とあわせ地域住民に大きな精神的被害を与えているが、繁殖力が高いとは言えず、群れも分散していることから、大幅な個体数の減少を来たさないような保護管理が必要となっている。

※「改訂・日本版レッドデータブック」の絶滅危惧Ⅰ類に相当し、兵庫県内において絶滅の危機に瀕している種など、緊急の保全対策、厳重な保全対策の必要な種

※個体数が回復傾向にあることが明らかとなったため、生物多様性ひょうご戦略推進委員会における審議結果を踏まえ、ツキノワグマのランクは A から B へ変更となった。

(2) 狩猟鳥獣（ツキノワグマを除く）

ニホンジカについては、年々捕獲数が増加しているが、捕獲数を上回るペースで生息数や生息域が拡大していると考えられるため、森林動物研究センターの研究成果に基づき、農林業被害が軽減される目安となるシカ目撃効率 1.00 以下となる適正な生息数を目途に、平成 22 年度からは、年間 3 万頭を捕獲目標とした個体数調整を実施している。

また、イノシシについてもニホンジカと同様多大な農業被害等を引き起こしているとともに餌付けされた個体による人身・生活環境被害が発生していることから、平成 20 年度に「イノシシ保護管理計画」を策定し、農業被害額の減少に向けた取り組みを行っている。

なお、狩猟者へのアンケート調査によると近年、狩猟鳥獣であるキツネ・タヌキの目撃情報が減少してきたとの調査結果もある。

※目撃効率：狩猟者 1 人が 1 日に 1 頭シカを目撃すれば、目撃効率は 1.00 となる。

(3) 外来鳥獣等

兵庫県内においては、昭和 40 年代から外来動物であるヌートリアの生息が確認され、平成 10 年度にはアライグマの生息も確認される状況となった。

特にアライグマについては、その後繁殖能力の高さ・天敵の不在等により爆発的にその生息域及び生息数を増やし平成 22 年における農業被害額は 7,209 万円を超える状況となっている。

兵庫県においては、「農林水産業等人間生活に係る被害の防止」及び「生態系に係る被害防止」を防除目的とし、地域の実情に応じ、「地域からの排除」又は「個体数及び被害の低減」を目標とした「特定外来生物対策ガイドライン兵庫県アライグマ防除指針」を平成 18 年 6 月に策定したところである。

これを受けて県内の市町においては、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。）に基づく「防除実施計画」の確認を順次受けており、当該計画に基づいた効果的な防除を推進するものとする。

なお、防除実施計画の確認を受けていない市町においては、防除実施計画の確認申請を受けることを進めることとし、国の確認を受けるまでの間については、法に基づく有害鳥獣捕獲による捕獲を実施するものとする。

(4) 一般鳥獣

① 対象種

希少鳥獣、狩猟鳥獣及び外来鳥獣以外の鳥獣とする。

② 保護管理の考え方

一般鳥獣の適切な保護管理のため、国及び県は、自然環境保全基礎調査、個別の種ごとの調査などにより生息状況等の把握に努めるものとする。

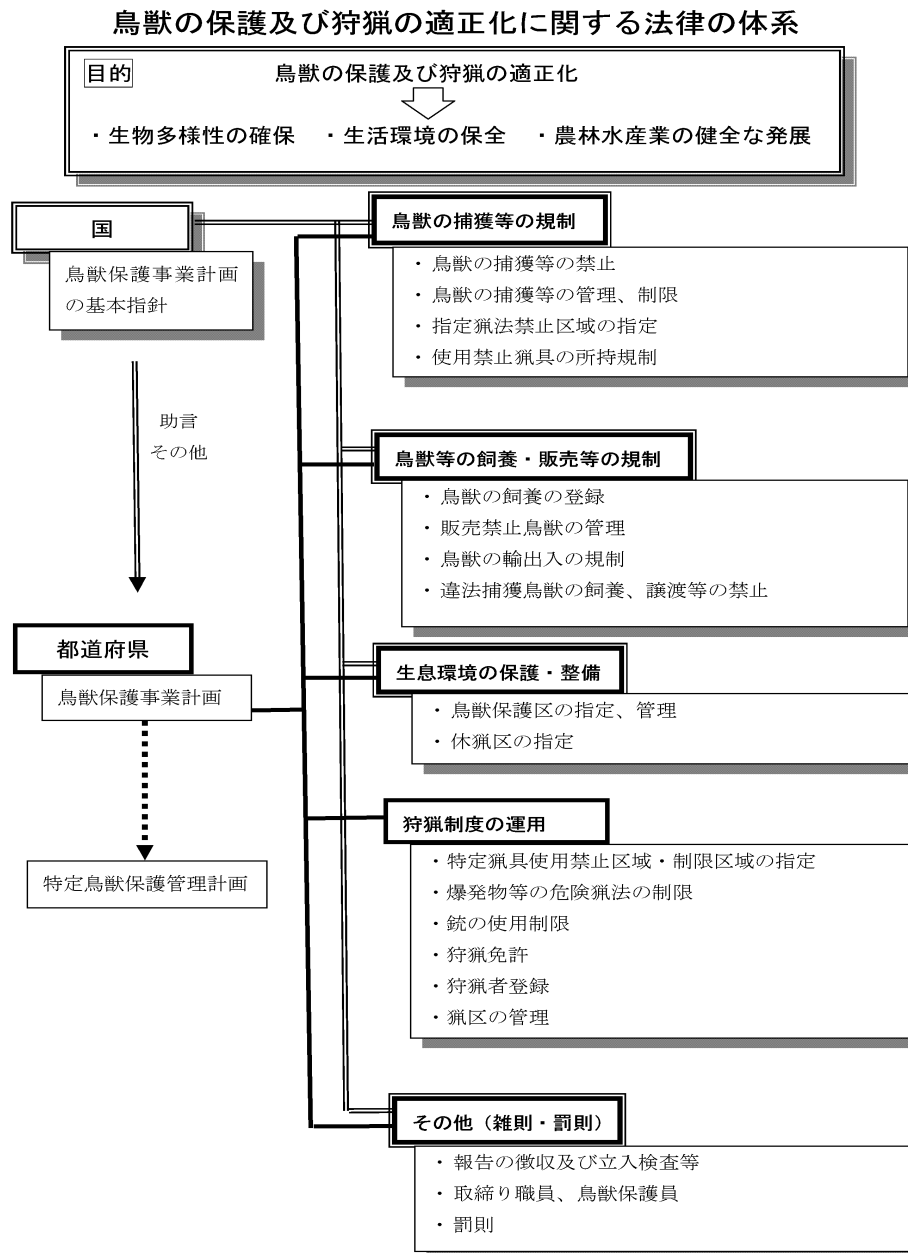
また、国及び県は、全国的な分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護管理に準じた対策を講じるものとする。

4 狩猟の適正管理

本計画策定時に、兵庫県で独自に狩猟の制限及び緩和を図っているものは、以下のとおりである。

鳥 獣 名	制限（緩和）の内容	実 施 区 域
ツキノワグマ	狩猟による捕獲禁止 平成 8 年兵庫県告示第 1506 号	県内全域
ニホンジカ	1 日当たりの捕獲数の制限解除	県内全域
ニホンジカ イノシシ	狩猟期間の延長 11 月 15 日から 3 月 15 日まで	県内全域
	くくりわなの輪の直径が 12cm を超える くくりわなを使用する方法の禁止の解除	淡路地域

< 参考 >



第1章 計画の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。

ただし、本事業計画の記載事項のうち、改正法に係る事項（特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域、鳥獣保護区の保全事業に関する事項等）に関する記載事項は、改正法の施行期日（平成24年4月1日）から効力を発するものとする。

第2章 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

法第9条に基づく鳥獣の捕獲及び鳥類の卵の採取等の許可については、次の基準に基づき行うものとする。

(1) 許可しない場合の基本的考え方

以下の場合にあつては、許可をしないものとする。

- ① 捕獲後の処置の計画等からみて明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合
- ② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させるなど鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、外来鳥獣等により生態系等に係る被害が生じている地域又は新たに外来鳥獣等の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害又は農林水産業・生活環境被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合は、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。
- ③ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、捕獲等又は採取等によって生態系の保全に重大な支障を及ぼすおそれがある場合
- ④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保に支障を及ぼすおそれがある場合又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがある場合
- ⑤ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であつて、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域(以下「指定区域」という。)の静穏の保持に著しい支障が生じる場合
- ⑥ 法第36条及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。）第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けた場合を除く。

(2) 許可する場合の基本的考え方

- ① 学術研究を目的とする場合
学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む。）を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のもの（外来鳥獣等に関する学術研究にあつては適切なもの）であつて、適正な研究計画の下で行われるものとする。
- ② 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合
鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下「被害」という。）が現に生じているか又はその恐れがある

場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。特に、外来鳥獣等については、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

③ 特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

法第7条の特定鳥獣保護管理計画（以下「特定計画」という。次章参照。）に基づく個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣の調和のとれた共存をめざした科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行われるものとする。

④ その他特別な事由を目的とする場合

上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とするものとする。

ア 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合

イ 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合

ウ 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合

エ 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合

オ 鵜飼漁業への利用

鵜飼漁業者が漁業に用いるためウミウを捕獲する場合

カ 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

伝統的な祭礼行事等に用いる場合

キ 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的

環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合など。

（注）オ、カ及びキについては、本県では事例がないため、基本的には許可しないものとする。

（3）保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

生息数が少ない等保護の必要性が高い地域個体群については、特定計画に沿った適正な保護管理を行うこととし、その捕獲許可は、特に慎重に行うものとする。

（4）わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請においては、以下の基準を満たすものとする。ただし、①アのくくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、ツキノワグマの生息状況等を勘案して、誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、以下によらないことができるものとする。

① 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合（③の場合を除く）

ア くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。（淡路地域では輪の直径の制限は解除）

イ とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。

- ② イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合
くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、①アの規制に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。
- ③ ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合
箱わな（原則として「ドラム缶式箱わな」とする。）に限るものとする。

(5) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定及び見回りの実施方法等のうち必要な事項について付すものとする。

(6) 許可権限の市町長への委譲

捕獲許可に係る権限を委譲された市町長は、許可に当たり法、規則、本計画及び特定計画との整合等に留意した適切な業務を行うとともに、知事に対して許可業務の執行状況を四半期ごとに報告するものとする。

① 有害鳥獣捕獲許可

法第9条第1項に規定する許可に関する事務（鳥類にあっては卵の採取を含む）のうち、下表の鳥獣に係るものを市町長に委譲している。

委譲年月	区分	鳥獣の種類
平成6年10月	鳥類	カルガモ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ドバト（10種類）
	獣類	ノイヌ、ノネコ、イノシシ、ヌートリア、ノウサギ、ニホンザル（6種類）
平成18年4月	獣類	アライグマ、ハクビシン、タイワンリス（3種類）
平成24年4月	鳥類	カワウ（1種類）
	獣類	ニホンジカ（1種類）

(7) 捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等の実施に当たっては実施者に対し誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとする。また、捕獲を実施するときは、鳥獣捕獲許可証又は従事者証を携帯することとする。特に銃器を用いた捕獲等の場合にあつては、市町が有線放送やチラシの配布、看板等の設置などにより捕獲等が実施される旨を事前に関係地域住民等への周知を図るものとする。

また、わなの使用に当たっては、以下の事項について措置されるようにする。

- ① 法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする（ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法に

よることもできるものとする)。

- ② ツキノワグマの生息地域であって誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、わなの形状、餌付け方法等を工夫して錯誤捕獲を防止するよう指導するものとする。この場合、ツキノワグマが餌を食べて脱出することを学習し餌付け状態とならないよう十分留意することも併せて指導するものとする。また、ツキノワグマの足跡など痕跡が箱わな及びその周辺で発見された場合には、箱わなの扉を閉じるなどツキノワグマの誤捕獲を防止する措置をとるよう努めるものとする。

なお、県及び市町は、ツキノワグマの誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、放獣体制等の整備に努めるものとする。

(8) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする(適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く)。特に銃器を使用した場合、鉛中毒被害等のおそれもあり十分に配慮するよう指導するものとする。

また、捕獲物等が鳥獣の保護管理に関する学術研究及び環境教育等に利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導する。特に、ツキノワグマについては、捕獲者の了解を得て学術研究のため研究機関が個体を引き取るものとする。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。

さらに、誤捕獲された個体については所有及び活用はできないことから放鳥獣を指導する。

一方、狩猟鳥獣以外の鳥獣で適法に捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣等の放鳥獣は適切ではないことから、生態系等に被害を及ぼしている外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応するよう努めることとする。

(9) 捕獲許可証等の返納、捕獲等又は採取等の情報の報告義務

捕獲許可の期間が満了し又はその効力が失われた場合には、捕獲実施者に対し30日以内に鳥獣捕獲許可証を返納させるとともに、捕獲結果についての報告を行わせることとする。当該鳥獣捕獲許可証の返納の際には、鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告について、協力を依頼するものとする(必要に応じ写真等を添付させるものとする。)

また、必要に応じて捕獲等又は採取等の実施への立ち会い等によりそれらが適正に実施されるよう対処するものとする。

2 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

① 研究の目的及び内容

次のアからエまでのいずれにも該当するものであること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

ア 主たる目的が、理学、農学等に関する学術研究であること。

イ 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

ウ 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性又は生理等に関する研究であること。

また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。

エ 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

② 許可対象者

理学、農学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者

③ 鳥獣の種類・数

必要最小限の種類及び数（羽、頭、個）。ただし、外来鳥獣等に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭、個）

④ 期間

原則 1 年以内とする。

⑤ 区域

必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域（当該地域において特定猟具に指定されている猟具を使用する場合に限る。）並びに規則第 7 条第 1 項第 7 号イからチまでに掲げる区域は除く。

ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

⑥ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

ア 法第 12 条第 1 項又は第 2 項に基づき禁止されている猟法ではないこと。

イ 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

⑦ 鳥獣の捕獲等又は採取等後の措置

原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

ア 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

イ 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。

ウ 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。

なお、電波発信機若しくは G P S 装置を装着する場合には、原則として、必要期間経過後に脱落するものであること。

また、装着する標識が鳥獣観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報を公開するよう努めること。

(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）

- ① 許可対象者
国若しくは本県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは本県から委託を受けた者(委託を受けた者から依頼された者を含む。)
- ② 鳥獣の種類・数
原則として、標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥獣各種各 2,000 羽以内、3 年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者にあつては、鳥類各種各 1,000 羽以内、その他の者においては鳥類各種各 500 羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。
- ③ 期間
原則として1 年以内とする。
- ④ 区域
原則として、規則第7 条第1 項第7 号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
- ⑤ 方法
原則として、網、わな又は手捕りとする。

3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

法第9 条に基づく有害鳥獣捕獲に対する基本的な考え方は、次のとおりとする。

野生鳥獣による様々な被害の防止に向けては、「被害管理」、「個体数管理」及び「生息地管理」を効果的に組み合わせながら、総合的かつ計画的に推進する。なお、有害鳥獣捕獲に当たっては防護柵などによる被害の未然防止や生息地である森林などの自然環境の保全・整備などの取組みも重要になる。

(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。

その捕獲は、原則として被害予防対策だけでは被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係諸機関との連携の上、実施の期間や被害防除施設の整備、未収獲物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努めるものとする。

また、農林水産業の振興等と鳥獣に係る地域個体群の安定的維持との両立が図れるよう、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

① 近年の鳥獣による被害の状況、傾向、発生地域

ア 被害の状況

(7) 農林業被害

鳥獣による農林業作物に対する被害額の過去5 か年間（H18～22 年）の平均は、年間約9 億円である。農林業別に見ると、農業が約70 %で林業が約30 %となっている。

また、鳥獣別については、哺乳類によるものが約90 %、鳥類によるものが約10 %となっている。

哺乳類による被害のうち、ニホンジカとイノシシ（イノブタを含む）によるものが約80 %を占め、次いでアライグマ、ヌートリア、サル、クマなどとなっている。

鳥類による被害については、カラスとスズメ類によるものが約80 %を占め、次いでヒヨドリ、ムクドリなどになっている。

農業被害だけで見た場合、イノシシが一番多く農業被害の約40%を占め、次いでニホンジカが約30%となっており、カラスとスズメが約10%となっている。

なお、被害を受けている農作物は、水稻が多く約40%を占め、次いでサツマイモ、豆類、ハクサイ、キャベツと続いている。

林業に関する被害は、ニホンジカによるものが大半を占めている。

◆鳥獣による農林業被害[金額]の動向

単位：百万円（第2表）

区 分	平成 18 年次			平成 19 年次			平成 20 年次			平成 21 年次			平成 22 年次		
	農業	林業	計	農業	林業	計	農業	林業	計	農業	林業	計	農業	林業	計
鳥類被害	93	0	93	89	0	89	94	0	94	82	0	82	76	0	76
獣類被害	482	223	705	522	206	728	550	254	804	520	240	760	650	248	898
合 計	575	223	798	611	206	817	644	254	898	602	240	842	726	248	974

(イ) 自然環境被害

ニホンジカの増加が、多くの地域で下層植生の衰退など植生の偏りをまねき、地域の生態系に悪影響を及ぼしている。

また、アライグマ等外来生物による生態系への影響も懸念されている。

(ウ) 人身被害・精神被害

ツキノワグマ・イノシシ等が出会い頭に引き起こす人身被害、ニホンザル・イノシシ・ニホンジカ等が農地等へ出没し、(7)に記載した直接的な農業被害のみならず、耕作放棄、生産意欲の減退及びその地域への定住意欲の減退等の精神被害を引き起こしている。

(エ) 特定外来生物による生態系被害・農作物被害・生活環境被害

本来、我が国に存在しない特定外来生物であるアライグマ・ヌートリアによる生態系被害が危惧されるとともに、農作物被害（スイカ、ブドウ、イチゴ等）が甚大となっており、またアライグマによる人家侵入被害が増加している。

イ 被害発生地域

農林水産業の被害発生は全県に及ぶが、地域別に見ると、特に、但馬、西播磨、北播磨地域での被害が甚大であり、被害地域は拡大傾向にある。特に高齢化がすすむ農山村地域では、農作物に対する鳥獣被害が農業者の生きがいをも失わせるなど、大きな問題となっている。

また、農林業被害以外の被害発生地域については、次の地域での被害が顕著である。

(7) 六甲山イノシシによる人身被害・生活環境被害等

六甲山周辺

(イ) ツキノワグマ生息地の精神的被害等

主に但馬及び西播磨地域

(ウ) アライグマによる生活環境被害等

主に神戸、阪神、北播磨、中播磨及び丹波地域

◆地域別の農林業被害[金額]発生状況

単位：百万円(第3表)

区 域	平成18年次			平成19年次			平成20年次			平成21年次			平成22年次		
	農 業	林 業	計	農 業	林 業	計	農 業	林 業	計	農 業	林 業	計	農 業	林 業	計
神 戸	43	0	43	41	0	41	31	0	31	38	0	38	40	0	40
阪神南	14	0	14	14	0	14	14	0	14						
阪神北	27	4	31	22	2	24	28	0	28	32	0	32	37	0	37
東播磨	10	0	10	10	0	10	7	0	7	15	0	15	13	0	13
北播磨	60	65	125	68	59	127	76	53	129	94	49	143	113	54	167
中播磨	53	17	70	60	9	69	43	9	52	57	7	64	73	6	79
西播磨	151	34	185	147	30	177	156	58	214	102	54	156	164	49	213
北但馬	98	25	123	107	26	133	108	26	134	98	41	139	97	57	154
南但馬	19	57	76	27	58	85	60	99	159	43	87	130	62	76	138
丹 波	38	4	42	41	1	42	43	1	44	35	1	36	35	1	36
淡 路	62	17	79	74	21	95	78	8	86	88	1	89	92	5	97
合 計	575	223	798	611	206	817	645	254	898	602	240	842	726	248	974

※平成21年次及び平成22年次は、阪神南地区及び阪神北地区の合計している。

② 鳥獣の生息状況からみた計画期間中の被害発生状況の予測

農林業被害額は依然として、増加傾向にあり、生息域の拡大などによる被害発生地域の拡大などが予測されるとともに、中山間地域を中心に過疎や少子・高齢化による集落維持機能の低下や生産意欲や定住意欲の減退など、獣害による農村環境の悪化が懸念される。

また、野生鳥獣の個体数推定技術が十分に確立されていないため、今後、兵庫県森林動物研究センターにおいて生息密度や個体数推定の手法を開発し、個体数の把握に努めるものとする。

ア ニホンジカ

ニホンジカの生息状況については、「糞塊密度調査」における平成22年度までの結果で判断すると、その生息数は減少しておらず、捕獲頭数が増加しているにもかかわらず推定される生息密度は上昇傾向にあり、被害調査からするとその被害範囲の拡大も認められる。

イ イノシシ

イノシシについての正確な生息数を把握することは現在の技術からすれば困難であるが、被害調査等の結果から判断するとその被害範囲は拡大している。

ウ 人身被害・精神被害

ツキノワグマ及びニホンザルについては、人身被害や集落等への出没による精神的な被害が深刻な状況である。

エ 新たな課題の発生

アライグマによる農作物被害・生活環境被害が急増しているとともに、カワウによる水産業被害も懸念される。

③ 被害防除のための方針

ア 防護柵の設置

県、研究機関、市町、農林業団体、農林家等が連携し、被害地域において、加害する鳥獣の習性、防除効率、経費とのバランスを考慮しつつ、効果的な防護柵の設置を行うものとする。なお、防護柵の設置に当たっては、国庫補助事業や県単独

事業などの各種助成制度などを活用し、集落単位での取り組みを進めていくものとする。

イ 獣害に強い集落環境づくり

自治体や地域住民による耕作放棄地や里山の整備などと併せ、ゴミや農作物の放棄をしないなどの地域での取り組みを徹底することにより、野生鳥獣が近寄りにくい集落環境づくりに努めるものとする。

ウ スギ・ヒノキ等植栽木の防護

スギ・ヒノキの単木的な防護については、ツリーシェルター、ツリープロテクターなどの活用について現地での適合性を検証の上、普及啓発を図る。

エ 野生動物育成林整備などの活用による生息地管理

県民緑税を活用した野生動物育成林整備として、人家・農地に隣接した森林の裾野を帯状に抜き伐りし、見通しを良くすることによって、人と野生動物のバッファゾーン（緩衝帯）を確保するとともに、奥地に生息の場となる広葉樹林の整備を行い、人と野生動物とが棲み分けできる森林整備に努めるものとする。

オ 兵庫県森林動物研究センターによる研究及び普及啓発

兵庫県森林動物研究センターでの研究課題として、より効果のある被害防除方法について研究を行うとともに、森林動物専門員・同指導員と連携した市町・地域住民へ指導・助言を行うものとする。

(2) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

有害鳥獣捕獲は、鳥獣による農林水産物被害、生活環境の悪化、人身への危害又は植生の衰退などの自然生態系の攪乱（以下「被害等」という。）が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行う捕獲とする。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係諸機関との連携のもと、有害鳥獣捕獲の実施や被害防除施設の整備等が総合的に推進されるよう努めるものとする。

① 基本的な考え方

ア 基本的な方針

(7) 有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として被害等防除対策だけでは被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。

(4) 生息数が少ないなど保全の必要性が高い鳥獣の種（ツキノワグマ）又は群れが分散し生息頭数が多くない地域個体群（ニホンザル）に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うこととし、特定計画が策定されている鳥獣に関しては、科学的で明確な保護管理の目標に基づき計画的に行うものとする。

(ウ) 外来鳥獣による農林水産業又は生態系等に係る被害の防止を図る場合においては、当該外来鳥獣の地域からの排除又は個体数の低減を図るため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

また、当該有害鳥獣捕獲による捕獲のほか、外来生物法により指定されている特定外来生物であるアライグマ及びヌートリア等については、外来生物法に基づく捕獲についても積極的に推進するものとする。

(エ) 鳥獣保護区、自然公園内等での捕獲許可に当たっては、集団渡来地等の鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区、国立・国定公園特別保護地区など生態系の保全を図ることが必要な地域にあっては、捕獲許可については特に慎重な取扱いを行うものとする。

イ 有害鳥獣捕獲の実施に当たっての留意事項

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては実施者に対し誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるものとし、また事前に関係地域住民等への周知を図らせるとともに、鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯（捕獲許可権者が貸与する腕章がある場合はその装着を含む）をさせるものとする。

また、必要に応じて、捕獲の実施への立ち会い等により、それらが適正に実施されるよう対処するものとする。

ウ 特定計画に基づく個体数調整との関係

特定計画に定める対象鳥獣を有害鳥獣として捕獲する場合においても市町から定期的に捕獲数の報告を受け、特定計画における捕獲目標数等との整合を図るものとする。

② 捕獲許可基準

有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲等又は採取等の許可をする場合の基準は、次の方針により、許可対象者、鳥獣の種類・数、期間、区域及び方法等について設定するものとする。

ア 許可対象者

(7) 原則として、被害者の代表者又は市町長から依頼を受けた次の全ての条件を有する者とする。

- a 銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所持する者であること（空気銃を使用する場合にあっては第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者）。
- b また、銃器の使用以外の方法による場合は、網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。
- c 原則として、一般社団法人兵庫県猟友会の構成員であり、かつ捕獲に係る損害賠償保険（狩猟災害共済事業含む）に加入している者であること。
- d 良識と実績があり、原則として、被害市町若しくは郡内に住所を有し、かつ、必要に応じていつでも、迅速に捕獲に従事できる者であること。

(4) 許可対象者は、原則として（7）に掲げるものとするが、以下の場合はこの限りでない。

- a 被害等を受けている建物若しくは施設等（以下「施設等」という。）を所有又は管理する者及びその者から依頼を受けた者が、箱わな等を使用してその施設等の中で捕獲する場合
- b わな猟免許を所持し、捕獲に係る損害賠償保険（狩猟災害共済事業含む）に加入している農業者又は林業者が、自己の事業に対する被害を防止する目的で、自己の事業を行う敷地内で、わな猟具を使用して捕獲する場合
- c 網猟免許を所持し、捕獲に係る損害賠償保険（狩猟災害共済事業含む）に加入している農業者又は林業者が、自己の事業に対する被害を防止する目的で、自己の事業を行う敷地内で、網猟具を使用して捕獲する場合

(ウ) 法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体その他適切かつ効果的に同項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。）に対する鳥獣捕獲の許可に当たっては、許可を受けようとする法人が、雇用等により当該法人の職員以外の者に当該捕獲に従事させる場合は、必要に応じて容易に捕獲に従事でき、かつ、原則として狩猟免許を有する者を選任することとする。ただし、銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができるものとする。この場合、当該免許を受けていない者は、当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導するものとする。当該法人は、地域の関係者と十分な調整を図り、有害鳥獣捕獲の効果的な実施に努めるものとする。また、法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、別記第1の鳥獣捕獲事業指示書を従事者に交付するとともに、別記第2の鳥獣捕獲従事者台帳を整備させるものとする。

イ 鳥獣の種類・数

(7) 有害鳥獣捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。

(4) 鳥類の卵の採取の許可は、原則として次のa又はbに該当する場合のみ対象とするものとする。

- a 現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合
- b 建築物等の汚染や送電線の被害等を防止するため、巣を除去する必要がある、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

(ウ) 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要最小限の数（羽、頭、個）であるものとする。ただ

し、外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には、(7)～(ウ)は適用しない。

ウ 期間

(7) 有害鳥獣捕獲の期間は、原則として被害等が生じている時期のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期であつて、地域の実情に応じた有害鳥獣捕獲を無理なく完遂するために必要かつ適切な期間とするものとする。

ただし、被害等の発生が予察される場合、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をする場合等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。

(イ) 有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮するものとする。

(ウ) 狩猟期間中及び狩猟期間前後 15 日間内の有害鳥獣捕獲の許可については、登録狩猟（法第 11 条第 1 項第 1 号の規定に基づき行う狩猟鳥獣の捕獲等をいう。以下同じ。）又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における有害鳥獣捕獲の必要性を十分に審査するなど、適切に対応するものとする。

また、鳥獣保護区、休猟区等の区域内において許可する場合にあつても、特別の事由がない限り狩猟期間中及びその前後 15 日間は除くものとする。

(エ) 予察捕獲の許可については、被害発生予察表に基づき計画的に行うよう努めることとする。

エ 区域

(7) 有害鳥獣捕獲を実施する区域は、被害等の発生状況に応じ、捕獲対象鳥獣の行動圏域を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とすることとし、その範囲は必要かつ適切な区域とするものとする。

(イ) 被害等が複数の市町にまたがって発生する場合においては、被害等の状況に応じ市町を越えて、市町の合意に基づき共同して広域的に捕獲を実施するなど、捕獲が効果的に実施されるよう市町を指導することとする。また、被害が周辺の府県にまたがって発生する場合においては、関係府県が共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等、府県間の連携を図るものとする。

(ウ) 鳥獣保護区又は休猟区における有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可は、鳥獣の保護管理の適正な実施に向けて捕獲効率の向上が見込まれる手法等により実施するよう努めるものとし、この場合、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないように配慮するものとする。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをするものとする。

また、慢性的に著しい被害等が見られる場合は、鳥獣の生息状況等を踏まえ、被害防除対策や野生動物育成林整備などの重点的な実施とともに、個体数調整の推進を図るものとする。さらに、休猟区での特定計画に基づく狩猟に関する特例制度の活用及び休猟区等の区域の見直しを検討するものとする。

オ 方法

原則として、法第 36 条で禁止されている捕獲手段は用いることはできない。ただし、従来の捕獲実績を考慮した最も効果のある方法で、かつ、安全性の確保が可能なものであつて、同条の規定による環境大臣の許可を受けたものにあつては、この限りでない。

また、空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

なお、鉛製銃弾を対象とした法第 15 条第 1 項に基づく指定猟法禁止区域及び第 12 条第 1 項又は第 2 項に基づき鉛製銃弾の使用を禁止している区域にあつては禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。

また、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めるものとする。

さらに、有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を取り、結果としてその鳥獣を引き寄せることにより被害等の発生の遠因を生じさせることのないよう指導を行うものとする。

(第4表)

許可権者	鳥獣名	許可基準							被害農林水産物等
		方法	区 域	時 期	日 数	1人当り捕獲羽(頭)数	許可対象者	留意事項	
知事	ツキノワグマ	銃器、箱わな(原則として、ドラム缶式箱わなに限る)	被害発生地域及びその周辺で適切な地域	上記ウのとおり	必要最小限	必要最小限	上記アのとおり ただし、市町長から依頼を受けた者に限る。	特定計画の対応に基づき実施	果樹類、養蜂等、その他人身・生活環境被害
市町 長	ニホンジカ	銃器、わな	被害発生地域及びその周辺で適切な地域	上記ウのとおり	原則として3か月以内	必要最小限	上記アのとおり		水稻、麦類、まめ類 野菜類、スギ・ヒノキの幼壮齢木等
	イノシシ	銃器、わな	被害発生地域及びその周辺で適切な地域	上記ウのとおり	原則として3か月以内	必要最小限	上記アのとおり		水稻、麦類、まめ類、いも類 野菜類、果樹類 タケノコ等、その他人身・生活環境被害

(第4表)

許可権者	鳥獣名	許可基準							被害農林水産物等
		方法	区 域	時 期	日 数	1人当り捕獲羽(頭)数	許可対象者	留意事項	
市 町 長	ニホンザル	銃器、わな	被害発生地域及びその周辺地域であつて必要な地域	上記ウのとおり	原則として3か月以内	必要最小限	上記アのとおり	地域個体が絶滅しないよう十分留意する。	野菜類、まめ類、水稲果樹類、いも類、シイタケ等 その他人身・生活環境被害
	アライグマ	わな	被害発生地域及びその周辺地域若しくは拡散防止を図るために必要な地域	上記ウのとおり	原則として6か月以内	最大限	上記アのとおり		野菜類 果樹類、いも類等 その他生活被害
	ヌートリア	銃器、わな	被害発生地域及びその周辺地域若しくは拡散防止を図るために必要な地域	上記ウのとおり	原則として3か月以内	最大限	上記アのとおり		野菜類、水稲、まめ類 いも類等
	スズメ カラス ドバト ムクドリ ヒヨドリ カワウ	銃器、網、わな	被害発生地域及びその周辺地域であつて必要な地域	上記ウのとおり	原則として3か月以内	必要最小限	上記アのとおり		野菜類、麦類、まめ類 水稲、果樹類、魚類等
	その他	上記(4)②の許可基準に即した内容で上記に準ずる。							

(3) 鳥獣による被害発生予察表の作成

① 予察捕獲に係る方針等

ア 予察捕獲に係る方針

被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲（以下「予察捕獲」という）は、原則として、生息数及び被害が多いニホンジカ、アライグマ、ヌートリアを対象とし、常時捕獲を行い生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。

イ 予察捕獲の留意事項

予察捕獲を実施するに当たっては、鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成するものとする。

ウ 予察表に係る作成方針

予察表の作成に当たっては、過去5年間の鳥獣による被害等の発生状況及び鳥獣の生息状況について、地域の実情に応じ、学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導を行うことのできる者の意見を聴取しつつ、調査及び検討を行うものとする。

また、予察表においては、被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害・影響の発生地域、時期等の予察をするものとする。さらに、捕獲等又は採取等の数の上限を設定する等、許可の方針を明らかにするものとする。

なお、予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的・計画的実施に努めるものとする。

② 予察表

(第5表)

加害鳥獣名	被害農林 水産物等	被害発生時期												被害発生地域
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
ニホンジカ	水稲、まめ類、麦類、野菜類及びスギ・ヒノキの幼壮齡木等	←											→	県内全域
アライグマ	野菜類、果樹類、いも類等及びその他生活被害	←											→	県内全域
ヌートリア	野菜類、水稲、まめ類、いも類等	←											→	県内全域

(4) 鳥獣の適正管理の実施

① 方針

農林作物等への被害、生活環境や生態系への影響を及ぼし、又はその恐れのある鳥獣について、農林水産業の振興とこれらの鳥獣の地域個体群の安定的維持との両立を図るため、総合的かつ効果的な防除方法、狩猟を含む鳥獣の適正な個体数管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

さらに、人が排出する生ゴミ等への依存が、鳥獣による被害等の誘因となっていることに鑑み、被害等の防止の観点から、生ゴミ等の適正な処理や餌やり行為の防止、さらには野生鳥獣を近づけない地域環境整備などについて必要な普及啓発を行うとともに、鳥獣の生態や習性に関する知識の普及を含め、関係方面への周知徹底を図ることとする。

また、野生動物育成林整備など森林整備による「生息地管理」に努めるものとする。

② 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

農林水産物の被害防除方法については、兵庫県森林動物研究センターにおいて重要な研究課題として取り組むこととしており、当該研究成果について普及活動を通じて速やかに被害地域へフィードバックを行うものとする。

また、当該研究センターにおいては、①生息状況調査の方法及び内容、②研究センターでの研究及び研究成果に基づく管理計画の策定、④他機関の研究者、市町、狩猟者団体等への協力要請、⑤管理実施体制整備、⑥モニタリング調査等が行われる予定であり、これらを通じて個体数管理を実施していくものとする。

(第6表)

対象鳥獣名	年 度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備 考
ニホンジカ	平成 24 年度 ～ 平成 28 年度	【防除方法の検討】 ① 農政環境部及び県民局（各農林（水産）振興事務所等）を中心に兵庫県森林動物研究センター及び県立農林水産技術総合センターなどの研究機関、市町、農業団体などが連携を図りながら、被害防除研修会の開催等を通じて、効果的な防除方法についての普及啓発を行う。 ② 兵庫県森林動物研究センターは、県立農林水産技術総合センターなどの研究機関と連携して被害防除試験などの調査研究を行う。 ③ 兵庫県森林動物研究センターにおいて、被害防除の優良事例の紹介を含めて、効果的な被害防除マニュアルを作成する。 【個体数管理】 1 日当たりの捕獲頭数の制限解除及び猟期延長により、県、市町、狩猟者が連携を図りながら猟友会等との連携による個体数管理を行うとともに、モニタリング調査を併せて実施する。 【モニタリング調査と分析】 兵庫県森林動物研究センターが中心となって、有害鳥獣捕獲個体を活用した妊娠率調査・年齢査定の情報収集と被害モニタリング調査、区画法や糞塊密度調査、出猟者の捕獲報告と目撃情報による生息密度の情報収集に努め、それらのデータを基にした科学的分析を行い、生息実態に見合った適正な管理手法の検討を行う。	

(第6表)

対象鳥獣名	年 度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備 考
イノシシ	平成 24 年度 ～ 平成 28 年度	【防除方法の検討】 ① 農政環境部及び県民局（各農林（水産）振興事務所等）を中心に兵庫県森林動物研究センター及び県立農林水産技術総合センターなどの研究機関、市町、農業団体などが連携を図りながら、被害防除研修会の開催等を通じて、効果的な防除方法についての普及啓発を行う。 ② 兵庫県森林動物研究センターは、県立農林水産技術総合センターなどの研究機関と連携して被害防除試験などの調査研究を行う。 ③ 兵庫県森林動物研究センターにおいて、被害防除の優良事例の紹介を含めて、効果的な被害防除マニュアルを作成する。 ④ 六甲山に生息するイノシシについては、関係機関等で構成する「鳥獣関係行政連絡会議」を開催することなどにより、関係機関等が連携した被害防止対策や住民への普及啓発対策を検討する。	平成 20 年度に特定鳥獣保護管理計画を策定
ニホンザル	平成 24 年度 ～ 平成 28 年度	【防除方法の検討】 ① 農政環境部及び県民局（各農林（水産）振興事務所等）を中心に兵庫県森林動物研究センター及び県立農林水産技術総合センターなどの研究機関、市町、農業団体などが連携を図りながら、被害防除研修会の開催等を通じて、効果的な防除方法についての普及啓発を行う。 ② 兵庫県森林動物研究センターは、県立農林水産技術総合センターなどの研究機関と連携して被害防除試験などの調査研究を行う。 ③ 兵庫県森林動物研究センターにおいて、被害防除の優良事例の紹介を含めて、効果的な被害防除マニュアルを作成する。	平成 20 年度に特定鳥獣保護管理計画を策定
アライグマ ・ ヌートリア	平成 24 年度 ～ 平成 28 年度	【防除方法の検討】 ① 農政環境部及び県民局（各農林（水産）振興事務所等）を中心に兵庫県森林動物研究センター及び県立農林水産技術総合センターなどの研究機関、市町、農業団体などが連携を図りながら、被害防除研修会の開催等を通じて、効果的な防除方法についての普及啓発を行う。 ② 兵庫県森林動物研究センターは、県立農林水産技術総合センターなどの研究機関と連携して被害防除試験などの調査研究を行う。 ③ 兵庫県森林動物研究センターにおいて、被害防除の優良事例の紹介を含めて、効果的な被害防除マニュアルを作成する。	平成 18 年度から外来生物法に基づく防除実施計画を作成し国の確認を受けるよう指導 県内全域

(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

① 方針

有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、関係市町及び農林漁業者等の関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知を徹底するとともに、次に掲げる措置を実施するものとする。特に、関係市町に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づく市町の被害防止計画との整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するよう指導するものとする。

ア 捕獲班の編成

(7) 捕獲活動に伴う違反・事故等を防止し効果的な捕獲を実施するため、原則として共同捕獲を行う捕獲班を編成し、被害防除体制の整備を図るものとする。

(イ) 捕獲班の編成に当たっては、捕獲技術の優れた者、捕獲のための出動の可能な者等を班員として編成するものとする。

(ウ) 捕獲班は、班長と班員で構成し、班長1名・班員は必要最小限とするものとする。

(エ) 各市町においては、猟友会員や狩猟免許所持者の実情に応じて、より効果的で効率的な捕獲体制を構築できるよう一般社団法人兵庫県猟友会の各支部と十分に協議を行うものとする。

イ 捕獲班の編成指導

(7) 一つの市町では捕獲班の編成が困難な場合等においては、市町を越えた関係市町の協議調整による「広域捕獲班」の編成等を行うよう関係市町間及び一般社団法人兵庫県猟友会支部間での連携を図るものとする。

(イ) 農林作物等に著しい被害を及ぼすニホンジカ、イノシシ、アライグマ及びヌートリア等の被害地域においては、狩猟人口の減少、高齢化等に対応した新たな捕獲体制を早急に確立する必要があることから、その地域ごとにあらかじめ捕獲班を編成しておくよう努めるとともに、地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）と連携を図るよう指導するものとする。

ウ 関係者間の連携強化

被害等の防除対策に関する関係者が連携した捕獲実施のため、関係部局の連絡を密にするとともに、地域における市町、農林業団体など関係機関による鳥獣被害対策会議等を設置し、効果的な防除対策を講じていくものとする。

また、市町長は、関係団体等の協力を得ながら狩猟後継者の確保に努めることとする。

エ 被害防除対策の充実

(7) 特に被害等が慢性的に発生している地域にあつては、必要に応じて、有害鳥獣の出現状況の把握・連絡、防護柵等防除技術の普及と集落ぐるみでの防護柵の設置や、追い払い等による防除対策を行う体制の整備など、効果的な被害防止が図れるよう市町が中心となって指導するものとする。

さらに、捕獲に必要な資格を有する農林業者の養成についても必要に応じて市町から指導するものとする。

(イ) ニホンジカ、イノシシ等農林作物に著しく被害を及ぼす鳥獣で、その生活圏が広域なものの捕獲については、関係市町が連携し、同一の日を決めて一斉捕獲を実施するなど、効果的な捕獲を検討し実施するものとする。

② 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

(第7表)

対象鳥獣名	対象地域	備考
ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、アライグマ、ヌートリア、カラス、スズメ、ヒヨドリ、ムクドリ	県内全域	

③ 指導事項の概要

指導に当たっての留意事項は、（２）有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定に記載のとおりとする。

４ 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等の許可は、以下の許可基準によるほか、法第７条第１項に基づき県知事が作成した特定計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

なお、実施に当たっての留意事項は（２）①ウに準じるものとする。

（１）許可対象者

原則として、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者）、又は銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であって、原則として、一般社団法人兵庫県猟友会の構成員であり、かつ捕獲に係る損害賠償保険（狩猟災害共済事業含む）に加入している者であること。

また、捕獲等の効率性及び安全性の向上を図る観点から、良識と実績があり、原則として、被害等の発生市町若しくは郡内に住所を有し、かつ必要に応じていつでも、迅速に捕獲に従事できる者であること。

さらに、実施者の数は、必要最小限であること。このほか、被害等の発生状況に応じて、共同又は単独による捕獲等の方法が適切に選択されていること。

（２）鳥獣の種類・数

鳥獣の種類は、ニホンジカとする。

捕獲等又は採取等の数は、特定計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数であること。

（３）期間

① 特定計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、特定計画の内容を踏まえ適切に対応すること。

② 捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。

③ 狩猟期間中及び狩猟期間前後 15 日間は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

（４）区域

特定計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

（５）方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させたままとり逃がす危険性があるため、その使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

なお、法第 15 条第 1 項に基づく鉛製銃弾を対象とした指定猟法禁止区域及び法第 12 条第 1 項又は第 2 項に基づき実施している鉛製銃弾の使用禁止区域においては、禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。

また、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の銃弾は使用しないよう努めること。

5 その他特別の事由の場合

(1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

- ① 許可対象者
国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（地方機関の職員を含む。）
- ② 鳥獣の種類・数
必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）
- ③ 期間
1 年以内
- ④ 区域
申請者の職務上必要な区域
- ⑤ 方法
原則として、法第 12 条第 1 項又は第 2 項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
- ⑥ 許可権者
知事

(2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

- ① 許可対象者
国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（地方機関の職員を含む）、鳥獣保護員その他特に必要と認められる者
- ② 鳥獣の種類・数
必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）
- ③ 期間
1 年以内
- ④ 区域
必要と認められる区域
- ⑤ 方法
原則として、法第 12 条第 1 項又は第 2 項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
- ⑥ 許可権者
知事

(3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

- ① 許可対象者
博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者
- ② 鳥獣の種類・数
必要最小限の種類及び数（羽、頭、個）
- ③ 期間
6か月以内
- ④ 区域
原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
- ⑤ 方法
原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
- ⑥ 許可権者
知事

(4) 愛玩のための飼養の目的

愛玩のための飼養を目的とする捕獲等は認めないこととする。

以下、（５）～（７）については、本県での実績及び今後の許可の可能性は低いが、計画上は定めておくものとする。

（５）養殖している鳥類の過度の近親交配の防止

- ① 許可対象者
鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者
- ② 鳥獣の種類・数
人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限の数（羽、個）とし、放鳥を目的とする繁殖の場合は対象放鳥地の個体とする。
- ③ 期間
６か月以内
- ④ 区域
原則として、住所地と同一市町内の区域（規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域は除く。）
ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
- ⑤ 方法
網、わな又は手捕り
- ⑥ 許可権者
知事

（６）鵜飼漁業への利用

- ① 許可対象者
鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者
- ② 鳥獣の種類・数
必要最小限
- ③ 期間
６か月以内
- ④ 区域
原則として、規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
- ⑤ 方法
手捕り。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
- ⑥ 許可権者
知事

(7) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

① 許可対象者

祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者(登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。)

② 鳥獣の種類・数

必要最小限とし、行事等に用いた後は放鳥獣する（致死させることによらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）

③ 期間

30 日以内

④ 区域

原則として、規則第7条1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

⑤ 方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

⑥ 許可権者

知事

(8) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的

捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱うものとする。

特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断するものとする。

第3章 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針

個体数の著しい増加又は分布域の拡大により顕著な農林業被害等を引き起こし、人との間にあつれきが生じている鳥獣、又は地域的に個体数が著しく減少している鳥獣について、兵庫県森林動物研究センターでの研究成果についてフィードバックを行うこととし、当該科学的知見を踏まえ、専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護管理の目標を設定した法第7条に基づく特定鳥獣保護管理計画を策定し、これに基づき、個体数管理、生息地管理、被害管理を総合的に講じることにより科学的・計画的な保護管理を広域的・継続的に実施し、もって地域個体群の長期にわたる安定的な保護を図ることにより、人と鳥獣との共存を図っていく。

(第8表)

計画作成年度	計 画 作 成 の 目 的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備 考
平成 23 年度	科学的・計画的な保護管理を広域的・継続的に推進し、地域個体群の健全な維持を図りつつ、早急な農林業被害の軽減、被害地域の拡大抑制及び森林生態系の被害抑制を図る。	ニホンジカ	平成 24 年度 ～ 平成 28 年度	県内全域	計画期間中に兵庫県森林動物研究センターの知見を踏まえ見直しを行う
平成 23 年度	ツキノワグマによる人身被害・精神被害の解消、農林業被害の軽減を図りながら、地域個体群の健全な維持をめざし、科学的で計画的な保護管理を行うことによって、人とツキノワグマとの棲み分けによる共存を図る。	ツキノワグマ	平成 24 年度 ～ 平成 28 年度	県内全域	計画期間中に兵庫県森林動物研究センターの知見を踏まえ見直しを行う
平成 23 年度	ニホンザルによる農業被害や生活被害の軽減を図りながら、地域個体群の健全な維持をめざし、科学的で計画的な保護管理を行うことにより、棲み分けによる人との共存を図っていく。	ニホンザル	平成 24 年度 ～ 平成 28 年度	県内全域	計画期間中に兵庫県森林動物研究センターの知見を踏まえ見直しを行う
平成 23 年度	イノシシによる生活環境被害と人身事故の解消、農林業被害の軽減を図りながら、地域個体群の健全な維持をめざし、科学的で計画的な保護管理を行うことにより、棲み分けによる人との共存を図っていく。	イノシシ	平成 24 年度 ～ 平成 28 年度	県内全域	計画期間中に兵庫県森林動物研究センターの知見を踏まえ見直しを行う

2 特定鳥獣保護管理計画の実施に関する方針

知事が作成した特定鳥獣保護管理計画を実施する際には、次の事項について配慮するものとする。

(1) 個体数管理に関する方針

推定される生息数が多い鳥獣については、適正な生息数若しくは目標とする被害程度を達成するために、引き続き、狩猟期間の延長や狩猟における捕獲基準の緩和などにより個体数管理を強化するものとする。

生息数が少ないと推定される鳥獣については、個体の特性に見合った対応基準を設定し、地域住民の安全・安心確保並びに精神的被害の軽減を第一に、併せて当該鳥獣の地域個体群の安定的維持を図るため、追い払いや学習放獣などの手法を用いた棲み分けによる人との共存を図るものとする。

(2) 被害管理に関する方針

農林業被害や精神的被害・生活被害を軽減するため、防護柵の設置、野生動物を引き寄せるエサとなる食品廃棄物(生ゴミ)や収穫されなかった野菜の適切な処分、サル監視員を設置し出没情報等の提供を行う等、当該鳥獣が近寄りにくい集落環境の整備を図るものとする。

また、人身事故防止のための普及啓発にも努めるものとする。

(3) 生息地管理に関する方針

当該鳥獣の人里等への出没を抑制し、人との棲み分けによる調和のとれた共存を図るため、広葉樹林の整備、集落周辺森林におけるバッファゾーン（緩衝帯）の整備など野生動物育成林整備を活用し推進するものとする。

第4章 鳥獣の飼養・販売等の規制

1 鳥類の飼養の適正化

(1) 方針

鳥類の違法飼養を根絶し、県民の野鳥保護思想の高揚に努めるとともに、鳥類の飼養の適正化を図るため、違法捕獲及び違法な飼養者に対する指導と取締の強化に努めるものとする。

(2) 飼養適正化のための指導内容

- ① 飼養登録制度については、その権限を市町長に委譲しているが、適法飼養鳥類の個体管理のため、登録票の更新の際は、飼養個体と装着許可書（足環）を照合し確認した上で行うものとする。
- ② 平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うものとする。
- ③ 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行うものとする。

2 販売禁止鳥獣等

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、許可権限を市町長に委譲しているが、以下の①及び②のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

- ① 販売の目的が、規則第23条の目的に適合すること
- ② 捕獲したヤマドリ等の食用品としての販売等、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

(2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。

第5章 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

一定の区域を野生鳥獣の保護・増殖を図るための区域として法第28条の規定に基づき、県知事が指定するものでありその方針は次のとおりである。

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

ア 本県の鳥獣生息状況

(7) 鳥類

県内でおおよそ330種が確認されており（「兵庫県の鳥類Ⅱ」）、天然記念物のイヌワシをはじめとしてクマタカ、ハヤブサ等の猛きん類が生息し、夏鳥としてホトトギス、ブッポウソウ等、冬鳥としてカモ、ツグミ等の飛来が確認されている。また、渡り鳥の通過時の一時滞在型としてシギ類、チドリ類等が確認されている。

(4) 獣類

ニホンジカ、イノシシ等の大型獣の生息数が多く、広範囲に分布しており、特にニホンジカは、県下で約14万8千頭が生息していると推定（生息動向調査及び捕獲個体調査による推定）、その生息域も拡大傾向にある。

ツキノワグマは、鳥取県・岡山県にまたがる東中国地域個体群と京都府を通じて福井県につながる近畿北部地域個体群が生息し、平成23年当初の推定生息数は、約500頭となっている。

なお、外来生物であるヌートリアについては、水系を中心にほぼ全県に生息域が広がっているとともに、アライグマについては、近年、被害額及び生息域が急速に拡大している。

イ 第1次～第10次鳥獣保護事業計画における鳥獣保護区指定の経緯

第1次鳥獣保護事業計画（昭和39年度樹立）以降、野生鳥獣の保護繁殖及び自然と人間の共生を図るため、野生鳥獣の生息に適した区域を鳥獣保護区として指定している。これまでに指定した鳥獣保護区は、国指定の鳥獣保護区を含めて97箇所42,792ヘクタールとなっており、これは県土面積839,589ヘクタールの約5.1パーセントを占めている。

また、鳥獣保護区は、氷ノ山山系、六甲山系などのほか、県南部の森林鳥獣生息地を中心に指定している。

ウ 指定に関する方針

鳥獣保護区(以下「保護区」という。)は、鳥獣の捕獲を禁止し、その安定した生息を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理することにより鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として指定し、これを通じて地域における生物多様性の保全にも資するものとする。

また、県民の環境教育の場として利用することによって鳥獣保護管理思想の普及を図ることも目的とする。

(7) 設定期間

鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全する観点から、指定期間は原則として10年以上20年以内とする。

(4) 設定地域

鳥獣の生息状況、生息環境等鳥獣の生息に適した地域を優先的に指定するものとし、地域の実情に応じて次の区域を可能な限り取り込むものとする。

- ・自然公園法などの制度によってまとまった面積が保護されている地域
- ・自然とのふれあいの場、又は鳥獣の観察や保護活動等を通じた環境教育の場が確保できる地域
- ・市街地周辺においては、生息環境の整備などにより鳥類などの生息状況の改善が図られる地域

② 指定区分ごとの方針

野生鳥獣の保護・増殖を図るため生息状況等により次のとおり区分して指定を行なう。

ア 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。

指定に当たっては、大規模生息地の保護区を除き、森林面積がおおむね 10,000ha ごとに一箇所を選定し、面積は 300ha 以上となるよう努めるものとする。

区域については、次の要件を満たすいずれかの地域から選定するものとし、その形状はできる限りまとまりをもった団地状となるよう、かつ、低山帯から高山帯まで偏りなく配置するよう努めるものとする。

(7) 多様な鳥獣が生息する地域

(4) 生息数を保全すべき鳥獣の生息密度の高い地域

(ウ) 植生、地形等が鳥獣の生息に適している次のような地域

a 天然林

b 林相地形が変化に富む地域

c 溪流又は沼沢を含む地域

d 餌となる動植物が豊富な地域

イ 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定する。

指定に当たっては、次の要件のいずれかを満たす地域のうち必要な地域について選定することとし、その際には鳥類の渡りのルート等を踏まえた配置となるよう配慮するとともに、採餌、休息又はねぐらとするための後背地、又は水面等も可能な限り含めるものとする。

(7) 現在、渡来する鳥類の種数又は個体数の多い地域

(4) かつて渡来する鳥類の種又は個体数が多かった地域で、鳥類の渡りの経路上その回復が必要かつ可能と考えられる地域

ウ 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、身近な鳥獣生息地の保護区を指定するものとする。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

既指定の保護区及び計画期間中の設置目標については、第9表のとおりとする。

単位：ha、箇所 (第9表)

区 分		鳥獣保護区 指定の目標	既 指 定 鳥獣保護区 (A)		本計画期間に指定する鳥獣保護区						本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区					
					24年度	25	26	27	28	計(B)	24年度	25	26	27	28	計(C)
森林鳥獣 生息地	箇所	56	61	箇 所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	面積	16,800	38,090	変動面積	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
集団渡来地	箇所	—	2	箇 所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	面積	—	290	変動面積	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
身近な鳥獣 生息地	箇所	—	33	箇 所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	面積	—	4,382	変動面積	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	箇所	56	96	箇 所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	面積	16,800	42,762	変動面積	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間に解除又は期間満了となる 鳥獣保護区						計画期間中 の増△減*	計画終了時の 鳥獣保護区**
24年度	25	26	27	28	計(D)	24年度	25	26	27	28	計(E)		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	61
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	38,090
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	290
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	33
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,382
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	96
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	42,762

* 箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-E
**箇所数についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

- ① 鳥獣保護区の指定計画
 - ア 森林鳥獣生息地の保護区
指定計画なし
 - イ 大規模生息地の保護区
指定計画なし
 - ウ 集団渡来地の保護区
指定計画なし
 - エ 集団繁殖地の保護区
指定計画なし
 - オ 希少鳥獣生息地の保護区
指定計画なし
 - カ 生息地回廊の保護区
指定計画なし
 - キ 身近な鳥獣生息地の保護区
指定計画なし

② 既指定鳥獣保護区の変更計画（本計画期間中に期間更新を行う保護区は第１０表のとおりである。）

									(第１０表)
				指定面積の異動 (ha)					
年 度	指定区分	名 称	変更区分	異動前の 面 積	異動面積	異動後の 面 積	変更後の指定期間	変更理由	備 考
平成24年度	森林鳥獣生息地	小野市浄谷 鳥獣保護区	期間更新	100	0	100	24.11.01～34.10.31		
	森林鳥獣生息地	林田鴨池 〃	期間更新	167	0	167	24.11.01～34.10.31		
	森林鳥獣生息地	氷ノ山 〃	期間更新	2,710	0	2,710	24.11.01～34.10.31		特別保護地区を含む
	森林鳥獣生息地	扇ノ山 〃	期間更新	2,448	0	2,448	24.11.01～34.10.31		特別保護地区を含む
	森林鳥獣生息地	ツバ市ダム 〃	期間更新	13	0	13	24.11.01～34.10.31		
	森林鳥獣生息地	矢代 〃	期間更新	160	0	160	24.11.01～34.10.31		
	森林鳥獣生息地	洲本中央 〃	期間更新	875	0	875	24.11.01～34.10.31		
	身近な鳥獣生息地	山南 〃	期間更新	8	0	8	24.11.01～34.10.31		
	集団渡来地	平荘湖 〃	期間更新	105	0	105	24.11.01～34.10.31		特別保護地区を含む
	身近な鳥獣生息地	三木山森林公園 〃	期間更新	180	0	180	24.11.01～34.10.31		
	身近な鳥獣生息地	御形大生 〃	期間更新	3	0	3	24.11.01～34.10.31		
	身近な鳥獣生息地	川代 〃	期間更新	53	0	53	24.11.01～34.10.31		
計		12箇所		6,822	0	6,822			
平成25年度	森林鳥獣生息地	芦屋市裏山 鳥獣保護区	期間更新	1,193	0	1,193	25.11.01～35.10.31		
	森林鳥獣生息地	六甲山 〃	期間更新	5,440	0	5,440	25.11.01～35.10.31		特別保護地区を含む
	身近な鳥獣生息地	稲美北部 〃	期間更新	391	0	391	25.11.01～35.10.31		
	身近な鳥獣生息地	岡大池 〃	期間更新	83	0	83	25.11.01～35.10.31		
	森林鳥獣生息地	鶏籠山 〃	期間更新	175	0	175	25.11.01～35.10.31		
	森林鳥獣生息地	先山 〃	期間更新	23	0	23	25.11.01～35.10.31		
計		6箇所		7,305	0	7,305			

② 既指定鳥獣保護区の変更計画（続き）

（第10表）

年 度	指定区分	名 称	変更区分	指定面積の異動 (ha)			変更後の指定期間	変更理由	備 考
				異動前の 面 積	異動面積	異動後の 面 積			
平成26年度	森林鳥獣生息地	花山院 鳥獣保護区	期間更新	150	0	150	26.11.01～36.10.31		
	身近な鳥獣生息地	日岡 〃	期間更新	45	0	45	26.11.01～36.10.31		
	身近な鳥獣生息地	書写山 〃	期間更新	113	0	113	26.11.01～36.10.31		特別保護地区を含む
	森林鳥獣生息地	最上山 〃	期間更新	140	0	140	26.11.01～36.10.31		
	森林鳥獣生息地	御崎 〃	期間更新	695	0	695	26.11.01～36.10.31		
	森林鳥獣生息地	但馬海岸西部 〃	期間更新	385	0	385	26.11.01～36.10.31		
	森林鳥獣生息地	但馬海岸中部 〃	期間更新	749	0	749	26.11.01～36.10.31		
	森林鳥獣生息地	但馬海岸東部 〃	期間更新	921	0	921	26.11.01～36.10.31		
	森林鳥獣生息地	城崎 〃	期間更新	602	0	602	26.11.01～36.10.31		特別保護地区を含む
	森林鳥獣生息地	豊岡東部 〃	期間更新	250	0	250	26.11.01～36.10.31		
	森林鳥獣生息地	豊岡南部 〃	期間更新	229	0	229	26.11.01～36.10.31		
	身近な鳥獣生息地	夙川河口 〃	期間更新	15	0	15	26.11.01～36.10.31		
	身近な鳥獣生息地	西山 〃	期間更新	25	0	25	26.11.01～36.10.31		
	身近な鳥獣生息地	三熊山 〃	期間更新	50	0	50	26.11.01～36.10.31		
	森林鳥獣生息地	楽々浦 〃	期間更新	205	0	205	26.11.01～36.10.31		
	森林鳥獣生息地	八鹿妙見山 〃	期間更新	240	0	240	26.11.01～36.10.31		
	森林鳥獣生息地	須留ヶ峰 〃	期間更新	810	0	810	26.11.01～36.10.31		
	計 17箇所			5,624	0	5,624			

② 既指定鳥獣保護区の変更計画（続き）

（第10表）

年 度	指定区分	名 称	変更区分	指定面積の異動 (ha)			変更後の指定期間	変更理由	備 考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
平成27年度	森林鳥獣生息地	西宮市表山 鳥獣保護区	期間更新	2,112	0	2,112	27.11.01～37.10.31		
	身近な鳥獣生息地	加東郡東条湖 〃	期間更新	190	0	190	27.11.01～37.10.31		
	森林鳥獣生息地	笠形 〃	期間更新	860	0	860	27.11.01～37.10.31		
	森林鳥獣生息地	仁寿山 〃	期間更新	710	0	710	27.11.01～37.10.31		
	森林鳥獣生息地	家島 〃	期間更新	1,150	0	1,150	27.11.01～37.10.31		
	森林鳥獣生息地	御津 〃	期間更新	216	0	216	27.11.01～37.10.31		
	森林鳥獣生息地	引原 〃	期間更新	540	0	540	27.11.01～37.10.31		
	森林鳥獣生息地	温泉 〃	期間更新	27	0	27	27.11.01～37.10.31		
	森林鳥獣生息地	鉢高原 〃	期間更新	474	0	474	27.11.01～37.10.31		
	森林鳥獣生息地	石生 〃	期間更新	16	0	16	27.11.01～37.10.31		
	森林鳥獣生息地	南淡 〃	期間更新	145	0	145	27.11.01～37.10.31		
	計	11箇所		6,440	0	6,440			
平成28年度	森林鳥獣生息地	鉄拐山 鳥獣保護区	期間更新	398	0	398	28.11.01～38.10.31		
	身近な鳥獣生息地	小野市男池 〃	期間更新	20	0	20	28.11.01～38.10.31		
	身近な鳥獣生息地	金蔵山 〃	期間更新	20	0	20	28.11.01～38.10.31		
	森林鳥獣生息地	京見山 〃	期間更新	231	0	231	28.11.01～38.10.31		
	身近な鳥獣生息地	伊和 〃	期間更新	5	0	5	28.11.01～38.10.31		
	森林鳥獣生息地	相生御津 〃	期間更新	192	0	192	28.11.01～38.10.31		
	森林鳥獣生息地	南光町瑠璃寺 〃	期間更新	353	0	353	28.11.01～38.10.31		
	森林鳥獣生息地	野上 〃	期間更新	22	0	22	28.11.01～38.10.31		
	身近な鳥獣生息地	福岡八幡 〃	期間更新	10	0	10	28.11.01～38.10.31		
	身近な鳥獣生息地	王地山 〃	期間更新	13	0	13	28.11.01～38.10.31		
	森林鳥獣生息地	伊勢ノ森 〃	期間更新	149	0	149	28.11.01～38.10.31		
	身近な鳥獣生息地	相生市那波 〃	期間更新	33	0	33	28.11.01～38.10.31		
	身近な鳥獣生息地	三原八木 〃	期間更新	136	0	136	28.11.01～38.10.31		
	計	13箇所		1,582	0	1,582			

2 特別保護地区の指定

鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るために特に必要があると認める区域として、法第 29 条の規定に基づき県知事が指定するものであり、その方針は次のとおりである。

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

特別保護地区は、鳥獣保護区の区域内において、特に鳥獣の生息環境を保全する上で重要な地区を指定することとするが、現在、国指定特別保護地区を含めて 12 か所、1,409 ヘクタール指定しており、既指定鳥獣保護区（42,792 ヘクタール）の約 3 パーセントとなっている。

森林鳥獣生息地の鳥獣保護区においては 8 か所、集団渡来地の鳥獣保護区においては 2 か所、身近な鳥獣生息地の鳥獣保護区においても 1 か所の特別保護地区の指定を行っている。

なお、本事業計画期間において期間満了となる特別保護地区については、生息地環境保全の重要性から積極的に再指定することとし、指定期間は、特別保護区を含む鳥獣保護区の指定期間に合わせるものとする。

② 指定区分ごとの方針

ア 森林鳥獣生息地の特別保護地区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域を指定する。

イ 集団渡来地の特別保護地区

渡来する鳥類の採餌区域及び休息やねぐらとして重要と認められる区域を指定する。

ウ 身近な鳥獣生息地の特別保護地区

鳥獣の誘致、鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域を指定する。

(2) 特別保護地区指定等計画

既指定の特別保護地区及び計画期間中の設置目標は、第11表のとおりとする。

単位：ha、箇所（第11表）

区 分		特別保護地区 指 定 の目標	既 指 定 特別保護地区 (A)		本計画期間に指定する特別保護地区 (再指定を含む)						本計画期間に区域拡大する特別保護地区					
					24年度	25	26	27	28	計(B)	24年度	25	26	27	28	計(C)
森林鳥獣 生息地	箇所	30	8	箇 所	2	1	1	—	—	4	—	—	—	—	—	—
	面積	3,809	1,231	変動面積	948	138	72	—	—	1,158	—	—	—	—	—	—
集団渡来地	箇所	—	2	箇 所	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—
	面積	—	128	変動面積	100	—	—	—	—	100	—	—	—	—	—	—
身近な鳥獣 生息地	箇所	—	1	箇 所	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—
	面積	—	38	変動面積	—	—	38	—	—	38	—	—	—	—	—	—
計	箇所	30	11	箇 所	3	1	2	—	—	6	—	—	—	—	—	—
	面積	3,809	1,397	変動面積	1,048	138	110	—	—	1,296	—	—	—	—	—	—

本計画期間に区域縮小する特別保護地区						本計画期間に解除又は期間満了となる 特別保護地区（再指定を含む）						計画期間中 の増△減*	計画終了時の 特別保護地区 **
24年度	25	26	27	28	計(D)	24年度	25	26	27	28	計(E)		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	8
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,158	1,231
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	2
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	128
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	38	38
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	11
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,296	1,397

* 箇所数についてはB-E

面積についてはB+C-D-E

**箇所数についてはA+B-E

面積についてはA+B+C-D-E

(3) 特別保護地区指定等内訳

計画期間中に再指定を予定する地区は、第12表のとおりである。(新しく指定を予定する地区は該当なし)

(第12表)

年 度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備 考
	指定区分	鳥獣保護区名称	面積 (ha)	指定期間	指定面積 (ha)	指定期間	指定面積 (ha)	指定期間	
平成24年度	森林鳥獣生息地	氷ノ山 鳥獣保護区	2,710	24.11.01～34.10.31	409	24.11.01～34.10.31	—	—	再指定
	森林鳥獣生息地	扇ノ山 〃	2,448	24.11.01～34.10.31	539	24.11.01～34.10.31	—	—	再指定
	集団渡来地	平荘湖 〃	105	24.11.01～34.10.31	100	24.11.01～34.10.31	—	—	再指定
計	3箇所		5,263	—	1,048	—	—	—	
平成25年度	森林鳥獣生息地	六甲山 鳥獣保護区	5,440	25.11.01～35.10.31	138	25.11.01～35.10.31	—	—	再指定
計	1箇所		5,440	—	138	—	—	—	
平成26年度	身近な鳥獣生息地	書写山 鳥獣保護区	113	26.11.01～36.10.31	38	26.11.01～36.10.31	—	—	再指定
	森林鳥獣生息地	城崎 〃	602	26.11.01～36.10.31	72	26.11.01～36.10.31	—	—	再指定
計	2箇所		715	—	110	—	—	—	
合計	6箇所		11,418	—	1,296	—	—	—	

3 休猟区の指定

減少した狩猟鳥獣の回復・増加を図るため、法第 34 条の規定に基づき県知事が指定するものであり、その方針は次のとおりである。

(1) 方針

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定するものとする。また、休猟区の指定に当たっては、地域ごとに狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、できる限り分布に偏りがないよう配慮するものとする。なお、休猟区の指定期間満了後は、周辺地域の農林水産業被害等の状況も踏まえながら、可能な限り、当該休猟区に隣接する地区を新たな休猟区に指定するよう努めるものとする。

休猟区一箇所当たりの面積は、1,500ha 以上となるよう努めるものとし、さらに、休猟区面積の合計は、狩猟鳥獣の生息動向等を踏まえてその生息数の回復に必要な面積を確保するよう努めるものとする。

また、休猟区は、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努めるものとする。

なお、休猟区の指定に当たっては、農林水産関係者、住民等の理解が得られるように留意するものとし、また、狩猟鳥獣による農林水産業被害等の状況に応じて、指定の延期又は特定計画に基づき特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例休猟区指定制度の活用を検討するものとする。

(2) 休猟区指定計画

(第 13 表)

年 度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積	指定期間	備 考
平成 24 年度	三木市	吉川町西部休猟区	ha 2,724	年 3	吉川町西部、吉川町東部休猟区を 3 年ごとに交互に指定
平成 27 年度	三木市	吉川町東部休猟区	ha 2,921	3	

(3) 特例休猟区指定計画

該当なし

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

① 管理施設の設置

県知事は、鳥獣保護区、特別保護地区、特定猟具使用禁止区域及び休猟区等の境界線が明らかになるよう標識（制札）の整備を行う。

② 観察等利用施設の整備

県知事若しくは市町長は、鳥獣の観察に適する場所には、人と野生鳥獣とのふれあいや環境教育の場としての活用を図る観点から、鳥獣の保護上支障のない範囲内で、観察路、観察舎等の利用施設の整備に努めるものとする。

③ 調査・巡視等管理の充実

鳥獣保護員及び県職員が巡視を行い管理するとともに、鳥獣保護区内の鳥獣の生息状況や環境条件の変化等の把握に努めるものとする。

④ 保全事業に関する基本的な考え方

人家・農地に隣接した森林の手入れがなされていないため、野生動物の生息環境が人家・農地にまで及び農作物被害や人的被害が発生している。このため、本県では平成 18 年度より県民緑税を活用した「野生動物育成林整備」として、人家・農地隣接した森林の裾野を帯状にぬき切りし、奥地に生育の場となる広葉樹林の整備を行い、野生動物の生息地として人と棲み分けのできる森林の整備を行っている。

当該「野生動物育成林整備」について、鳥獣保護区にて実施する場合においては保全事業に位置づけるものとし、事業実施を行うものとする。

(2) 整備計画

① 管理施設の設置

(第 14 表)

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	合 計
標識類 の整備	制 札	12 箇所・227 本	6 箇所・243 本	17 箇所・187 本	11 箇所・214 本	13 箇所・ 52 本	59 箇所・923 本

② 利用施設の整備

具体の計画は有しないが、市町における適宜の実施は妨げないものとする。

③ 調査、巡視等の計画

(第 15 表)

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
巡 視	箇所数	97	97	97	97	97
	人数	48	48	48	48	48
巡 視 事 項		・ 標識(制札)の管理 ・ 違法捕獲の防止 ・ 狩猟者への指導 ・ 鳥獣の生息調査				

(3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要

(第 16 表)

鳥獣保護区名	鳥獣の生息環境の悪化状況等の概要
該当なし	—

第6章 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域、指定猟法禁止区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を特定猟具使用禁止区域に指定するよう努めるものとする。

ア 銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び多くの人が集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

イ 静穏を保持するための地区

法第9条第3項第4号に規定する指定区域(社寺境内及び墓地)

ウ わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生や誤捕獲のおそれの高い区域

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

単位：ha、箇所 (第17表)

区 分		既指定特定 猟具使用禁 止区域 (A)		本計画期間に指定する 特定猟具禁止区域						本計画期間に区域拡大する 特定猟具禁止区域					
				24年度	25	26	27	28	計(B)	24年度	25	26	27	28	計(C)
銃猟に伴う 危険を予防 するたため の 区 域	箇所	159	箇 所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	面積	199,921	変動面積	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
わな猟に伴 う危険を予 防するたため の 区 域	箇所	0	箇 所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	面積	0	変動面積	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

本計画期間に区域縮小する 特定猟具禁止区域						本計画期間に廃止又は期間満了により 消滅する特定猟具禁止区域						計画期間中 の増△減*	計画終了時の 特定猟具禁止 区域**
24年度	25	26	27	28	計(D)	24年度	25	26	27	28	計(E)		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	159
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	199,921
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

* 箇所数についてはB-E

面積についてはB+C-D-E

**箇所数についてはA+B-E

面積についてはA+B+C-D-E

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第18表)

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具禁止区域 指 定 所 在 地	特定猟具禁止区名称 (特定猟具名)	指定面積 (ha)	指定期間	備考	特定猟具禁 止区域指定 所在地	特定猟具禁止 区域名称(特 定猟具名)	指定面積 (ha)	指定期間	備考
平成24年度	南あわじ市	緑町長田 特定猟具禁止区域(銃猟)	192	24.11.01～34.10.31	再指定					
	三木市	三木市西部 "	3,951	24.11.01～34.10.31	再指定					
	加西市	才ノ池 "	150	24.11.01～34.10.31	再指定					
	神戸市・西宮市	神戸 "	18,483	24.11.01～34.10.31	再指定					
	宝塚市・川西市・西宮市・伊丹市	阪神 "	7,175	24.11.01～34.10.31	再指定					
	たつの市・上郡町	西播磨テクノポリス "	1,344	24.11.01～34.10.31	再指定					
	加西市	加西市東部 "	356	24.11.01～34.10.31	再指定					
	豊岡市	目坂 "	282	24.11.01～34.10.31	再指定					
	丹波市	氷上加古川 "	62	24.11.01～34.10.31	再指定					
	丹波市	氷上南加古川 "	77	24.11.01～34.10.31	再指定					
	養父市	氷ノ山山麓 "	265	24.11.01～34.10.31	再指定					
	朝来市	生野 "	194	24.11.01～34.10.31	再指定					
	猪名川町	柏原・大野 "	523	24.11.01～34.10.31	再指定					
計		13箇所	33,054							
平成25年度	三木市	細川 特定猟具禁止区域(銃猟)	872	25.11.01～35.10.31	再指定					
	加東市	滝野町加古川両岸 "	210	25.11.01～35.10.31	再指定					
	小野市・加西市・加東市	青野ヶ原 "	1,454	25.11.01～35.10.31	再指定					
	佐用町	佐用町申山 "	140	25.11.01～35.10.31	再指定					
	朝来市	生野ダム "	98	25.11.01～35.10.31	再指定					
	豊岡市	猪子垣 "	3	25.11.01～35.10.31	再指定					
	加東市	秋津 "	385	25.11.01～35.10.31	再指定					
	加東市	黒谷 "	140	25.11.01～35.10.31	再指定					
	養父市	奥若杉 "	200	25.11.01～35.10.31	再指定					
	養父市・朝来市	円山川沿岸 "	655	25.11.01～35.10.31	再指定					
	加古川市	権現ダム北 "	70	25.11.01～35.10.31	再指定					
	宍粟市	三方 "	31	25.11.01～35.10.31	再指定					
	神戸市	神出・岩岡 "	680	25.11.01～35.10.31	再指定					
	加古川市	権現ダム "	101	25.11.01～35.10.31	再指定					
	三木市	三木市西部第2 "	608	25.11.01～35.10.31	再指定					
	加西市	加西市西長町大堂池 "	1	25.11.01～35.10.31	再指定					
	姫路市	林田町大堤 "	1	25.11.01～35.10.31	再指定					
計		17箇所	5,649							

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳(続き)

(第18表)

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具禁止区域 指 定 所 在 地	特定猟具禁止区名称 (特定猟具名)	指定面積 (ha)	指定期間	備考	特定猟具禁 止区域指定 所在地	特定猟具禁止 区域名称(特 定猟具名)	指定面積 (ha)	指定期間	備考
平成26年度	加古川市	西牧 特定猟具禁止区域(銃猟)	95	26.11.01～36.10.31	再指定					
	小野市・加東市	小野・社・滝野 "	2,277	26.11.01～36.10.31	再指定					
	西脇市	木谷山 "	1,180	26.11.01～36.10.31	再指定					
	丹波市	岩屋山 "	700	26.11.01～36.10.31	再指定					
	三木市	三木市大村 "	88	26.11.01～36.10.31	再指定					
	加東市	嬉野台 "	432	26.11.01～36.10.31	再指定					
	神戸市	農業公園 "	31	26.11.01～36.10.31	再指定					
	神河町	福本 "	134	26.11.01～36.10.31	再指定					
	養父市	天滝 "	54	26.11.01～36.10.31	再指定					
	朝来市	佐のう高原 "	52	26.11.01～36.10.31	再指定					
	朝来市	迫間 "	135	26.11.01～36.10.31	再指定					
	神戸市・明石市・加古川市・淡路市・播磨町	明石海峡 "	11,600	26.11.01～36.10.31	再指定					
	加西市	加西市南部 "	88	26.11.01～36.10.31	再指定					
	多可町	中町東安田 "	35	26.11.01～36.10.31	再指定					
	宍粟市	国見山 "	800	26.11.01～36.10.31	再指定					
	篠山市	篠山市雲部 "	79	26.11.01～36.10.31	再指定					
	丹波市	春日竹田川 "	68	26.11.01～36.10.31	再指定					
	淡路市	浅野 "	105	26.11.01～36.10.31	再指定					
	淡路市	育波 "	157	26.11.01～36.10.31	再指定					
	淡路市	尾崎西 "	30	26.11.01～36.10.31	再指定					
	計	20箇所	18,140							
平成27年度	神戸市	櫛谷 特定猟具禁止区域(銃猟)	206	27.11.01～37.10.31	再指定					
	上郡町	上郡 "	71	27.11.01～37.10.31	再指定					
	神河町・市川町	市川 "	520	27.11.01～37.10.31	再指定					
	神河町	吉富 "	196	27.11.01～37.10.31	再指定					
	佐用町	三日月 "	75	27.11.01～37.10.31	再指定					
	豊岡市・日高町	豊岡・日高円山川 "	1,373	27.11.01～37.10.31	再指定					
	姫路市・福崎町・香寺町	甲山長池 "	2,271	27.11.01～37.10.31	再指定					
	丹波市	いきものふれあいの里 "	56	27.11.01～37.10.31	再指定					
	加古川市	城山台 "	61	27.11.01～37.10.31	再指定					
	加古川市	長楽園 "	136	27.11.01～37.10.31	再指定					
	西脇市	津万井 "	429	27.11.01～37.10.31	再指定					
	姫路市	姫路市白鳥池 "	100	27.11.01～37.10.31	再指定					
	豊岡市	日高町猪爪 "	6	27.11.01～37.10.31	再指定					

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳 (続き)

(第18表)

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具禁止区域 指 定 所 在 地	特定猟具禁止区名称 (特定猟具名)	指定面積 (ha)	指定期間	備考	特定猟具禁 止区域指定 所在地	特定猟具禁止 区域名称(特定 猟具名)	指定面積 (ha)	指定期間	備考
平成27年度	姫路市	油押大池 ”	5	27.11.01～37.10.31	再指定					
	宍粟市	鍋ヶ谷 ”	670	27.11.01～37.10.31	再指定					
	豊岡市	戸島 ”	71	27.11.01～37.10.31	再指定					
	新温泉町	清富 ”	30	27.11.01～37.10.31	再指定					
	赤穂市	高雄 ”	21	27.11.01～37.10.31	再指定					
	養父市	つるぎが丘・とか山 ”	52	27.11.01～37.10.31	再指定					
	宍粟市	宍粟市揖保川 ”	218	27.11.01～37.10.31	再指定					
	小野市	小野市下東条 ”	183	27.11.01～37.10.31	再指定					
	三木市	口吉川 ”	1,373	27.11.01～37.10.31	再指定					
	神戸市	神戸空港 ”	863	27.11.01～37.10.31	再指定					
計	23箇所		8,986							
平成28年度	伊丹市・尼崎市	伊丹・尼崎・特定猟具禁止区域(銃猟)	5,245	28.11.01～38.10.31	再指定					
	小野市	小野市来住町 ”	1,331	28.11.01～38.10.31	再指定					
	姫路市	姫路 ”	15,903	28.11.01～38.10.31	再指定					
	明石市・加古川市・高砂市・稲美町・播磨町	加古川 ”	21,235	28.11.01～38.10.31	再指定					
	西宮市・芦屋市・神戸市	西宮・芦屋・神戸 ”	5,861	28.11.01～38.10.31	再指定					
	神戸市	玉津岩岡 ”	2,720	28.11.01～38.10.31	再指定					
	神戸市	丹生山 ”	1,370	28.11.01～38.10.31	再指定					
	佐用町	久崎 ”	40	28.11.01～38.10.31	再指定					
	朝来市	多々良木ダム ”	143	28.11.01～38.10.31	再指定					
	朝来市	黒川ダム ”	266	28.11.01～38.10.31	再指定					
	赤穂市	赤穂 ”	2,172	28.11.01～38.10.31	再指定					
	神戸市	神戸北 ”	4,660	28.11.01～38.10.31	再指定					
	相生市	相生 ”	3,465	28.11.01～38.10.31	再指定					
	神戸市	道場町 ”	1,760	28.11.01～38.10.31	再指定					
	加西市	善防山 ”	850	28.11.01～38.10.31	再指定					
	洲本市	五色学園 ”	149	28.11.01～38.10.31	再指定					
	たつの市・宍粟市・太子町	揖電 ”	9,705	28.11.01～38.10.31	再指定					
	川西市・猪名川町	川西・猪名川 ”	3,780	28.11.01～38.10.31	再指定					
	加西市	加西市中部 ”	1,901	28.11.01～38.10.31	再指定					
	西脇市	西脇 ”	716	28.11.01～38.10.31	再指定					
	加西市	加西市北条西 ”	369	28.11.01～38.10.31	再指定					
	小野市	小野市高山 ”	348	28.11.01～38.10.31	再指定					
	丹波市	春日インターチェンジ ”	122	28.11.01～38.10.31	再指定					
	淡路市	志筑 ”	36	28.11.01～38.10.31	再指定					
	川西市	川西黒川 ”	37	28.11.01～38.10.31	再指定					
	丹波市	氷上葛野川 ”	23	28.11.01～38.10.31	再指定					
	丹波市	加古川北 ” (旧・氷上北)	71	28.11.01～38.10.31	再指定					
計	27箇所		84,278							

2 特定猟具使用制限区域の指定方針

法第 35 条第 1 項に規定する特定猟具の使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を許可制とすることが必要な区域について指定することができるとされており、人身や財産に対する危険防止の観点から、必要に応じ指定するものとする。

3 指定猟法禁止区域

(1) 方針

法第 15 条第 1 項に規定する指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域であって環境大臣の指定する区域以外について指定するものとする。

特に、鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒が生じるおそれのある区域が判明した場合には、鳥獣の鉛中毒の状況等の現状を把握・分析し、関係機関及び土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

また、鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関、土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

(2) 指定計画

① 全体計画

(第 19 表)

年 度	指定猟法の種類	箇所数	面 積 (ha)	備 考
平成 15 年度	鉛製散弾の使用禁止	1	1 4 0	

② 個別計画

(第 20 表)

年 度	指定猟法の種類	区域名称	面 積 (ha)	存続期間	備 考
平成 15 年度	鉛製散弾の使用禁止	千刈水源池鉛散弾使用禁止区域	1 4 0	指定なし	法第 12 条第 2 項に基づく鉛製散弾使用禁止区域からの移行

4 猟区設定のための指導

(1) 方針

狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る観点から、猟区設定の認可に当たっては次の点を十分考慮するものとする。

- ① 狩猟免許を受けている者又は狩猟者団体からの協力を得ているなど、管理経営に必要な技術と能力を有する場合に設定を認めるものとする。
- ② 会員制等特定の者のみが利用するような形態をとらず、本県へ狩猟者登録を行った多数の狩猟者が公平かつ平等に利用できるよう担保されるものであること。
- ③ 隣接地で保護されている鳥獣資源に過度に依存することを予定とした地域設定は行わず、猟区内での鳥獣の保護繁殖が適正に図られていること。

(2) 設定指導の方法

猟区を活用した狩猟初心者の育成について、設定者は、必要に応じて狩猟団体等とも連携し、積極的な取組を進めるものとする。

第7章 兵庫県森林動物研究センターに関する事項

1 兵庫県森林動物研究センターの目的及び機能

人と野生動物と森林等の自然環境との調和のとれた共存をめざし、科学的で計画的な野生動物の保全と管理(ワイルドライフ・マネジメント)を推進するために必要な科学的知見と情報を提供する拠点施設として、平成19年4月に開設した。

研究部では、兵庫県立大学の自然・環境科学研究所の一部門として「森林・動物系」を増設し、大学の研究部門と実践活動を支援する行政との連携により、研究成果をもとに地域の実情に応じた課題解決に取り組んでいる。

また、調査結果や研究成果を生かし、現場対応や被害対策指導、森林整備指導等を担う専門技術者を森林動物専門員、森林動物指導員として当該研究センター並びに各県民局に配置している。施設の主な機能は次のとおり。

(1) 野生動物に関する調査・研究機能

野生動物に関する科学的データの収集、蓄積、分析と将来予測などを行う。

- ① 被害問題や絶滅危惧など社会的な課題の大きい野生獣類を当面の対象とする調査研究
- ② 個体数管理・生息地管理・被害管理などに寄与する調査研究
- ③ 「施策の企画立案支援」や「現場対応の技術支援」機能に寄与する調査研究

(2) 行政施策の企画立案支援機能

調査研究の成果や現場対応の実績をもとに本県の行政施策を支援する。

- ① 行政課題の明確化と解決策などの提案
- ② 鳥獣保護事業計画、特定計画、地域森林計画などの策定や見直し支援
- ③ 行政施策の立案や県民の合意形成に関する調査、情報収集、データ分析及び知見や技術の提供

(3) 現場対応の技術支援機能

研究員と森林動物専門員の連携により行政の担当者や地域住民の現場対応を支援する。

- ① 農林業被害集落の調査・現状把握及び住民主体の被害に強い集落環境づくりの支援
- ② 危機管理、生息地管理、絶滅回避や増加の著しい野生動物に対する個体数調整に関する支援
- ③ 野生動物の出没現場における関係者の連絡調整、ツキノワグマの放獣の実施や追い払い体制に関する支援

(4) 人材育成機能

ワイルドライフ・マネジメントを担う人材の育成と一般県民への普及啓発を図る。

- ① 県、市町などの行政担当職員の育成
- ② 狩猟者の確保と捕獲技術者の育成
- ③ 県民、NPOなどの保護管理活動の支援や県民向けセミナーの開催

(5) 情報発信・ミュージアム機能

様々な方法により野生動物に関する情報発信を行う。

- ① 野生動物に関する情報収集と発信・展示、相談窓口の設置
- ② モデル地域におけるエコミュージアムの促進
- ③ 実験調査フィールドの公開などミュージアム機能

2 施設の概要等

(第21表)

開設年度	所在地	施設の内容	施設の概要	利用の方針	備考
平成 19 年度	丹波市青垣町沢野 940 Tel0795-80-5500(代) fax0795-80-5506 U R L http://www.wmi-hyogo.jp 開所時間 平日(土、日、祝日を除く) 8:45～17:30	[研究棟] 敷地面積 1.77ha 延床面積 1,585 m ² 木造一部鉄筋コンクリート造 平屋建て ・展示ロビー ・セミナー室 (50 席) ・会議室 (24 席) ・研究室 ・実験室 ・標本収蔵室 ・執務室 [車庫倉庫棟] 延床面積 117 m ² 鉄骨造 [駐車場] グリーンパーキング 28 台 大型バス 1 台 身体障害者用 1 台	兵庫県立大学自然・環境科学 研究所の一部門 (森林・動物 系) として増設 ・研究員 (県立大学教員) 6 名 ・森林動物専門員 5 名 ・その他事務職員	研究員及び森林動物専門員を配置し、調査研究及び普及指導活動等を実施	

第8章 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 鳥獣保護管理対策調査

(1) 経緯及び方針

鳥類生息分布調査を県内全域にわたって平成3～5年度にかけて実施した。

また、ツキノワグマの生息調査を平成5～7年度に実施した。

ニホンジカ生息調査については、平成8年度と平成11年度には区画法と糞塊法により実施してきたところであり、平成12年度以降、毎年糞塊密度調査を実施しているところである。

ガン・カモ類の渡来状況調査は、昭和45年から毎年実施してきたところである。

本計画期間においても、その後の環境の変化に伴う鳥類生息状況の変動やツキノワグマ・ニホンジカの生息状況を適宜把握するために継続して調査するとともに、イノシシの生息調査を実施し、鳥獣の保護管理対策の充実に努めるものとする。

さらに、ガン・カモ類の渡来状況調査についても継続実施するものとする。

また、ニホンザル・アライグマ・ヌートリアについても、生息状況等科学的情報の収集に努めるものとする。

(2) 狩猟鳥獣生息調査及び鳥獣生息分布調査

① 調査の概要

毎年、全狩猟者からニホンジカ及びイノシシ猟に関する出猟記録、その他鳥獣も含めた捕獲・目撃情報を入手し、捕獲数の動向や捕獲効率など把握する。

② 調査計画

(第22表)

対象種類	調査年度	調査内容	調査方法	備考
全狩猟鳥獣	平成24年度 ～ 平成28年度	1 捕獲場所 (県内の5kmメッシュ番号) 2 捕獲した鳥獣の種類 3 捕獲した鳥獣の数量 4 どの場所でどんな鳥獣が増えた、減った、新たに見た、見なくなった、増減なし等の所感 (県内の5kmメッシュ番号)	狩猟登録者全員に「狩猟者登録証(裏面の捕獲報告に記載してもらう)」及び「シカ・イノシシ出猟カレンダー+生息動向調査」を配布し、左記の情報を記入の上、狩猟者登録証の返納時に併せて回収したものを、データベースへ入力し各種の分析を行う	
ニホンジカ ・ イノシシ	平成24年度 ～ 平成28年度	1 出猟日 2 捕獲日 3 捕獲場所 (県内の5kmメッシュ番号) 4 捕獲数調査 5 個体性別 6 目撃情報		

(3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査は、環境省からの依頼に基づき本県に所在するこれらの鳥類の渡来地について、その越冬状況を明らかにするため、種別の生息数や生態を調査するものとする。

本調査は、毎年1月中旬の、別に定める日（1月15日前後うちの1日）に実施する全国的な一斉調査を基本として行うものとする。

なお、短期間に広域にわたり調査を行う必要があるため、調査員の能力の向上に努めるとともに、熟練したボランティア等を活用する等により、調査精度の向上に努めるものとする。また、平成16年からは、本調査時においてカワウのカウントを実施。

(第23表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備 考
伊丹市（昆陽池） 加古川市（平荘湖） 小野市（鴨池） 三田市（福島大池） など合計 225 か所	平成 24 年度 ～ 平成 28 年度	毎年、定期（1月15日前後うちの1日）に、日本野鳥の会ひょうごなどの協力を得て目視により種類別の渡来羽数の状況と変動状況の調査を実施する。	

(4) 希少鳥獣等調査

① 方針

希少鳥獣の生息調査結果について、資料収集に努めるものとする。

② 調査の概要

鳥類ではヨシゴイ、ミゾゴイ、イヌワシ、クマタカ、ハチクマ、チュウヒ、ミサゴ、ブッポウソウ、カヤクグリ等、哺乳類ではツキノワグマ、ヤマネ、モモンガ、ムササビ等の地域的に絶滅の恐れのある鳥獣については、過去の生息状況等の資料収集整理及び林地開発計画等の際に実施される環境調査結果等の情報収集に努めるものとする。

また、県内の特定環境に生息するブッポウソウ、ゴジュウカラ、キバシリ、コマドリ、コルリ等や洞穴性、樹洞性のコウモリ（住家性のアブラコウモリを除く）等の希少な鳥獣の生息状況の情報収集にも努める。

(5) 有害鳥獣対策調査

① 方針

農林業被害の軽減を図るため、有害鳥獣捕獲実施者に対するアンケート調査を実施することとし、有害鳥獣の捕獲効率・目撃効率などから鳥獣の生息状況を把握に努める。

② 調査の概要

有害鳥獣捕獲許可対象者に調査票を配布し、許可対象鳥獣の捕獲従事日数・捕獲数のほか、各種鳥獣の目撃情報などの記載を依頼し、鳥獣の生息動態の一端を把握する。

2 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区並びに休猟区の指定、管理等を適正に行うため、既に指定されている鳥獣保護区等又は新規指定の候補地となる地域において鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の調査に努めるものとする。

なお、被害等の状況等の調査を実施する場合にあっては、関係部局の協力を得て行うものとする。

また、鳥獣保護区及び休猟区の指定効果を把握することに努めるものとする。

第9章 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣行政担当職員の配置については、鳥獣保護事業計画及び特定計画の内容、鳥獣の生息状況や被害状況及び捕獲状況、狩猟者登録を受けた者の入り込み数等を勘案して行い、鳥獣保護事業の実施に支障のないようにするものとする。

(2) 設置計画

(第24表)

区 分		現 況			計画終了時			備 考
		専 任	兼 任	計	専 任	兼 任	計	
本 庁	農政環境部環境創造局自然環境課 (行政職員)	4	—	4	4	—	4	企画立案
地方機関	兵庫県森林動物研究センター (森林動物専門員)	5	—	5	5	—	5	普及指導
	神戸農林水産振興事務所 林業課	—	1	1	—	1	1	狩猟取締 狩猟者登録
	阪神農林振興事務所 林業課	—	1	1	—	1	1	
	加古川農林水産振興事務所 林業課	—	1	1	—	1	1	捕獲許可
	加東農林振興事務所 森林林業課	—	1	1	—	1	1	
	姫路農林水産振興事務所 森林林業課	—	1	1	—	1	1	免許更新
	光都農林水産振興事務所 森林林業2課	—	1	1	—	1	1	
	豊岡農林水産振興事務所 森林林業課	—	1	1	—	1	1	特定計画に係る 市町・県民への指 導
	朝来農林振興事務所 森林林業課	—	1	1	—	1	1	
	丹波農林振興事務所 森林林業課	—	1	1	—	1	1	
	洲本農林水産振興事務所 森林林業課	—	1	1	—	1	1	
計		9	10	19	9	10	19	

※上記の鳥獣担当職員のほか、各農林（水産）振興事務所等（10か所）に森林動物指導員を配置することとし、市町、県民に対し、野生動物に配慮した森林整備などの生息地管理を指導するものとする。

(3) 研修計画

国の開催する「野生生物研修」に新たに鳥獣行政を担当することとなった職員を派遣し、鳥獣保護管理行政の推進のために必要となる法令、知識等の習得に努めるものとする。

また、地方機関の鳥獣保護管理行政担当者を対象として、法に基づく事務等の周知を図る。

(第25表)

名 称	主 催	時 期	回数/年	規 模	人数	内容・目的	備 考
野生生物研修	国（環境省）	5月下旬	1回	全国	1	新任職員のための野生生物関係法令・知識全般	本庁職員等
近畿ブロック鳥獣行政連絡協議会	参加府県の持回り	11月上旬	1回	近畿府県	2	鳥獣行政の課題についての検討会	本庁職員
鳥獣行政担当者会議	県	4月、10月	2回	県内	30	年間スケジュール、定例事務の説明及び重点課題等への取組み	本庁職員・地方機関職員

2 鳥獣保護員

(1) 方針

鳥獣保護員は、鳥獣保護又は狩猟制度について経験及び知識を有し、鳥獣保護への熱意を有する人材から任命するものとする。

鳥獣保護員の総数は、地域の実状に応じて市町数に見合う数を目標とし、その配置については、鳥獣保護区等の数、狩猟者登録数、狩猟の取締り状況、有害鳥獣の発生状況などを勘案して行うものとする。

なお、鳥獣の生息状況調査、鳥獣保護思想の普及啓蒙などに関する業務については、専門的識見に基づいて必要に応じて県全域など広域的に担当させることができるものとする。

(2) 設置計画

(第26表)

基準設置数 (A)	平成23年度末		年 度 計 画						
	人員(B)	充足率(B/A)	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(C)	充足率(C/A)
人	人	%	人	人	人	人	人	人	%
88	48	55	0	0	0	0	0	48	55

(3) 年間活動計画

(第27表)

活動内容	実 施 時 期												備 考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
保護区等の管理 (標識の管理等)	←											→	
狩猟取締								←				→	

(4) 研修計画

(第28表)

名 称	主 催	時 期	回数/年	規 模	人数	内容・目的	備 考
鳥獣保護員研修	地方機関	5月頃	1回	地方機関単位	48	鳥獣行政のあり方、鳥獣関係法令の知識、鳥獣の生態に関する知識等の習得を行うものとする。	

3 保護管理の担い手の育成

(1) 方針

- ① 兵庫県森林動物研究センターによるワイルドライフ・マネジメントの推進
全国にも開かれたワイルドライフ・マネジメントの担い手（専門家、実務者、行政担当者等）となる人材を育成する。
- ② 森林動物専門員の配置
同研究センターにおいて、野生動物の保護管理及び森林等生息環境の整備に関する専門技術者として森林動物専門員を配置し、野生動物による人とのあつれきの解消や生態系に対する被害の防止に向けた実践活動の普及・指導を実施するものとする。
- ③ 県民への鳥獣保護管理に対する意識の醸成
青少年を対象とした自然環境教育において、鳥獣に関する学習も取り入れていくことを関係者に働きかけていくとともに、関係機関と連携して、フォーラム、セミナーなどの開催等、幅広い年代の県民を対象に県民の鳥獣保護管理に対する理解を深めることにより、保護管理の担い手の育成を図っていく。
- ④ 狩猟免許所持者の確保と育成
野生動物の保護管理の中心的な担い手である狩猟免許所持者について、後継者の確保と育成を図っていくため、狩猟免許を受験しようとする者が受講する狩猟免許初心者講習会や安全射撃研修会への支援を行うものとする。

(2) 研修計画

(第29表)

名 称	主催	時 期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備 考
県職員、市町職員、鳥獣保護員研修	県	6 月	1	全県	1 0 0	野生動物保護管理の進め方	
野生動物管理推進員研修	県	7 月、9 月	2	全県	5 0	個体数管理の考え方、被害防除の指導方法	狩猟者等民間人を対象
被害対策セミナー	県	8 月	4	ブロック	2 0 0	野生動物に関する正しい知識と、被害防除のための効果的な技術を講習し、自ら対策に当たる。	
狩猟者セミナー	県	9 月	3	ブロック	1 2 0	効果的な捕獲を進めるため、野生動物生息状況の解説や有害捕獲の際の連携について調整を計る。	狩猟者対象

(3) 狩猟者の確保育成対策

幅広く県民が狩猟免許を取得できるよう、狩猟免許試験の複数回実施や休日実施に努めるとともに、免許日程や制度についてのPRを様々な広報媒体を活用して実施するものとする。

また、狩猟免許取得希望者に対して、法の知識、実技の習得及び狩猟のマナーの向上などを目的として狩猟者団体が開催している講習会について、県民に対して広くPRするなど協力をしていくとともに、狩猟者団体のほか、鳥獣被害の大きい地域の市町の担当者、農林業団体の職員などと連携して、県民に対して狩猟の公益性や楽しみについての認識を高めるための普及啓発を行う。

4 取締り

(1) 方針

狩猟などの取締りについては、警察との連携により、迅速かつ適正に実施するものとする。

[取締り重点事項]

- ① 銃弾の達する恐れがある人畜・建物などに向かったの銃猟違反
- ② 人家の多い場所などにおける銃猟違反
- ③ 捕獲禁止場所での捕獲違反
- ④ 日の出前、日没後の銃猟違反
- ⑤ 非狩猟鳥獣などの捕獲違反及び狩猟鳥獣の捕獲制限違反
- ⑥ 危険なわななどの設置違反
- ⑦ 無免許・無登録者による狩猟違反
- ⑧ かすみ網、とりもちなどによる捕獲違反
- ⑨ 鳥獣の無許可捕獲、無許可飼育違反

(2) 年間計画

(第30表)

事 項	実 施 時 期												備 考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
違法狩猟・飼養取締	←											→	
狩猟取締								←				→	

5 必要な財源の確保

鳥獣保護事業の財源として、地方税法における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に対し効果的な支出を図るものとする。

第 10 章 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

絶滅のおそれのある鳥獣又はこれに準ずる鳥獣のうち、特に個体数が少なく保護増殖を図る必要のあるものについては、採餌、営巣のための環境を保全するよう努めるとともに、その人工増殖の可能性について検討する。

なお、特別天然記念物であるコウノトリについては、「コウノトリ野生復帰推進計画」に基づき、平成 17 年度より試験放鳥を開始し野生復帰を目指した活動を実施するとともに、野生復帰に向けて個体数を確保するため引き続き保護・増殖事業を実施していくものとする。

また、放鳥したコウノトリが自然界の中で野生復帰ができるよう、その放鳥地周辺の農地等において減農薬、無農薬栽培などを行うことにより、コウノトリのエサとなる小魚、カエル、その他生物が生息できる環境を再生できるよう、関係機関や地域住民が一体となった取り組みに努めるものとする。

(2) 人工増殖計画

(第 31 表)

年 度	希少鳥獣等		狩猟鳥獣		備 考
	鳥獣名	実施方法	鳥獣名	指導方法	
平成 24 年度 から 平成 28 年度 まで	コウノトリ	実施部局：県立コウノトリ の郷公園 実施内容：保護増殖計画及 び野生復帰計画			

2 放鳥獣

(1) 方針

① 狩猟鳥獣（鳥類）

第10次鳥獣保護事業計画期間では、ふ化後100日令以上のキジを計画期間の5か年で832羽放鳥してきた。

引き続き第11次鳥獣保護事業計画においても、狩猟鳥類のうちキジの放鳥を実施するものとする。

放鳥については、下記の点に留意するものとする。

ア 放鳥に当たっては、必要に応じて、対象鳥類の生息状況や放鳥場所の環境等の事前調査及び放鳥後の追跡調査を実施することに努めるものとする。

イ 放鳥後の追跡調査に当たっては、放鳥する個体に標識を付して、当該地域での定着状況を調査することに努めるものとする。

ウ 放鳥個体の定着率が低い場合においては、当該放鳥事業の見直しを行うとともに、必要に応じて放鳥場所の生息環境の整備や放鳥個体の野生順化等の事業の効果を高めるための取組を行うこととする。

エ 放鳥するキジが、生息地又は餌の競合、病原体の伝搬等により人や鳥獣に悪影響を及ぼすおそれのないものであること。特に、高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、放鳥事業用のキジを育成する農家等に対して、衛生管理の徹底や個体についての健康状態の確認等の要請を検討するとともに、それらを踏まえて放鳥事業実施の一時的な見合わせの必要性について検討するものとする。

オ 放鳥するキジについては、できる限り本県に近く、本県に生息する個体と同一の地域個体群に含まれる個体を放鳥するものとする。

② 狩猟鳥獣（ほ乳類）

獣類は、生態系に大きな影響を及ぼす恐れがあるので、放獣は行わないものとする。

③ 希少鳥獣等

コウノトリ（環境省のレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA類に相当）について、県立コウノトリの郷公園を中心として地域住民と一体となって、野生復帰の取り組みを実施しているところである。本県の取り組んでいるコウノトリの野生復帰事業については、以下の事項に留意しつつ、引き続き事業実施を行うものとする。

ア 再導入に伴う生活環境、農林水産業及び生態系への影響

イ 生息環境の保全

ウ 地域社会の参加

エ 順応的管理のための体制

また、必要に応じその採餌、営巣等のための環境を整備改善するよう努めるものとする。

④ 外来鳥獣等

外来鳥獣又は国内において本来の生息地以外に人為的に導入され、生態系等に係る被害を生じさせている鳥獣については、在来種との交雑、生息地や餌の競合等により、生態系をかく乱し生物多様性を損なうおそれがあることから、放鳥獣を行わないよう県及び市町等関係機関が連携をとりながら県民への指導を徹底するものとする。

なお、外来生物法により、特定外来生物を野に放つことは厳しく規制されており、またその行為に対しては刑罰（罰金等）の対象となることについて、県及び市町等関係機関が連携をとりながら県民への周知を図るものとする。

(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

(第32表)

種類名	放鳥の地域	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
キジ	休猟区	箇所 羽数	箇所 羽数	箇所 羽数	箇所 羽数	箇所 羽数
		1箇所 120羽	1箇所 120羽	1箇所 120羽	1箇所 120羽	1箇所 120羽

(第33表)

種類名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
	購入	購入	購入	購入	購入	
キジ	羽 120	羽 120	羽 120	羽 120	羽 120	

第 11 章 その他

1 地形や気候等が異なる特定の地域についての取り扱い

ツキノワグマや六甲山に生息するイノシシなど特殊性を有する地域個体群は各項目に記載のとおりである。

2 入猟者承認制度に関する事項

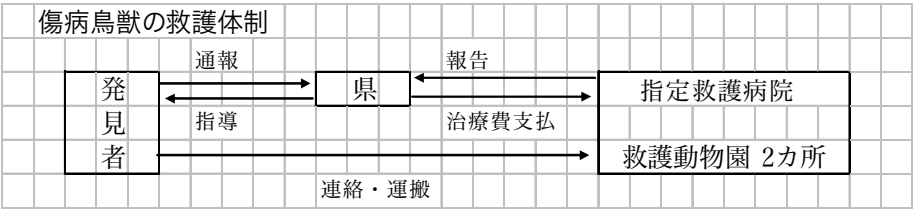
兵庫県においては当該制度の運用について、当分の間実施しないものとする。

3 傷病鳥獣救護の基本的な対応

鳥獣保護思想の普及啓発及び鳥獣の保護に資することを目的として傷病鳥獣の保護事業の効果的な実施を行うこととし、兵庫県傷病野生鳥獣救護病院及び救護動物園設置要綱に基づき、指定救護病院と救護動物園 2 か所を設置し、県民の協力の基に傷病野生鳥獣の保護、治療を行う。

なお、海鳥等の油汚染など一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合などは、民間団体やボランティアの協力を得ながら、早期の救護を行うものとする。

また、ヒナ及び出生直後の幼鳥獣を傷病鳥獣と誤認して保護収容を行うことのないよう、県民に対し周知徹底を図る。



4 安易な餌付けの防止

(1) 方針

住宅地近郊におけるイノシシ等への安易な餌付けについて注意喚起及び指導啓発を実施する。安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について市民の理解を得ること。生ごみや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置等、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。

(2) 年間計画

(第 3 4 表)

重点項目	実 施 時 期												実施方法	対象者
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
注意喚起	←											→	ポスター掲 示	一般県民
指導啓発	←	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	→	広報誌への 掲載(適時)

5 感染症への対応

高病原性鳥インフルエンザ等の人獣共通感染症の発生により、海外では野鳥の大量死も報告されている。こうした感染症が日本国内で発生し、希少種を始めとした鳥獣への影響が懸念されているため、国及び県は、鳥獣保護の視点から、発生状況等に関する情報収集に努め、必要に応じて鳥獣への感染状況等に関する調査や感染防止対策を実施するものとする。

また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり、野鳥との接し方等の住民への情報提供等を適切に実施する。さらに、野鳥の異常死を早期に発見するためにも、通常時の生息状況の把握に努めるものとする。また、高病原性鳥インフルエンザに対する県民の不安が大きいことから、健康衛生部局、畜産担当部局、危機管理担当部局等との連携を図りながら、県民の不安に関して専門的知見を有する部局が適切に指導・対応するものとする。

本県における具体的な対応については、「死亡野鳥等発見時(平常時/警戒時)の対応マニュアル(平成23年11月)農政環境部・健康福祉部」、「死亡野鳥等の検査対応について(平成23年11月)健康福祉部・農政環境部」に基づき実施するものとする。

その他感染症については、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努めるものとする。特に、口蹄疫等の家畜伝染病が発生している場合には、周囲の野生鳥獣に異常がないか監視に努めるものとする。

6 普及啓発

(1) 鳥獣保護管理思想の普及

①方針

県民の鳥獣に対する正しい認識を深めるとともに、鳥獣を含む生態系の重要性への理解を促進するため、市町や関係民間団体の連携・協力も得ながら、広報媒体を有効活用した普及啓発活動を実施する。

特に鳥獣保護思想普及の拠点となる鳥獣関係団体、愛鳥モデル校、緑の少年団、野外活動施設などに対しては、鳥獣が生息できる自然環境づくりについての技術援助、資料配布等の重点指導に努めるものとする。

なお、鳥獣への安易な餌づけが原因で発生する人身等への被害や、生態系への影響を考慮して、正しい保護管理のあり方の普及に努める。

②事業の年間計画

(第35表)

事業内容	実 施 時 期											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
愛鳥週間、動物愛護週間ポスターの募集	→			←	→							←
同ポスター審査、表彰、入選作品の展示		←	→			←	→					
野鳥観察会の紹介	←											→
愛鳥モデル校での巣箱の設置等							←	→				
緑の少年団等への指導	←											→
鳥獣保護功労者表彰、功勞動物表彰	←	→		←	→							
普及情報等の広報	←											→

(2) 愛鳥モデル校の指定

①方針

青少年の鳥獣保護思想の普及の拠点となる学校を愛鳥モデル校に指定するよう努めるものとする。なお、指定に当たっては、学校及び市町等の意見を尊重するものとする。

②指定期間

5年間とする。

③愛鳥モデル校に対する指導内容

必要に応じ巣箱や給餌台などの製作についての技術指導や資材の供与等の援助に努めるものとする。

④指定計画

(第36表)

区 分	平成 24 年度				平成 25 年度				平成 26 年度				平成 27 年度				平成 28 年度			
	既設	新設	解除	計	既設	新設	解除	計	既設	新設	解除	計	既設	新設	解除	計	既設	新設	解除	計
小学校	16	5	4	17	17	5	2	20	20	5	3	22	22	5	4	23	23	5	3	25
中学校	5	0	1	4	4	0	2	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	21	5	5	21	21	5	4	22	22	5	5	22	22	5	4	23	23	5	3	25

(3) 法令の普及啓発

①方針

法令の普及啓発については、違法捕獲の防止等について県民局や鳥獣保護員を通じて広く県民に広報することにより浸透を図るよう努めるものとする。

②年間計画

(第37表)

重点項目	実 施 時 期												実施方法	対象者
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
違法捕獲の防止	←							→					広報誌への掲載、鳥獣保護員による普及等	一般県民